No.42 (2023)

中国支部報



（改修中の厳島神社大鳥居：広島県廿日市市）

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会中国支部

一般社団法人 日本補償コンサルタント協会

倫　理　綱　領

一般社団法人日本補償コンサルタント協会は、公共事業の有する意義並びに地域社会及び個人に及ぼす影響の重要性に鑑み、会員がその専門的知識と経験を活用して、諸権利の調整並びに補償の適正な実現に資し、もって公共事業の円滑な推進と公共の福祉の増進に寄与することが補償コンサルタントとしての使命であり、常に倫理の高揚と使命の達成に努めるものであることを宣言し、ここに会員の総意に基づいて倫理綱領を定め、会員がこれを遵守して、良心に従い誠実に職務を遂行することを誓うものである。

１．資質の向上と品位の保持

会員は、社会の進展と複雑多様化する補償業務に対処するため、常に知識技能を研鑽し、専門職業家としての資質の向上と、品位の保持に努め、社会的評価の向上を図らなければならない。

２．公正の維持

会員は、補償コンサルタントの公共性に鑑み、常に厳正中立の立場に立って業務を行い、公正を欠くことのないよう特段の注意を払わなければならない。

３．守秘義務

会員は、業務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

ただし、依頼者から許されている事項についてはこの限りでない。

４．不当競争の禁止

会員は、業務の受注にあたり、不当な競争をしてはならない。

５．相互協力

会員は、業務の遂行にあたり、必要のあるときは、会員相互間の技術提携あるいは他の専門家の協力を求めるように努めなければならない。

６．法律等の遵守、名誉保持の義務

会員は、法令、本会の定款、規則、規程その他の定めを遵守し、直接であると間接であるとを問わず、自己又は他の会員若しくは協会の名誉又は信用を傷付けるような行為をしてはならない。

（第４回通常総会決議）

大江広元（鎌倉）から毛利元就（広島）へ



毛利元就の孫・輝元が築いた広島城

毛利氏

毛利氏は、2022年ＮＨＫ大河ドラマ「鎌倉殿の１３人」に登場した、鎌倉幕府政所別当・大江広元の四男で御家人の毛利季光（もうりすえみつ）を祖とする一族であり、毛利氏と安芸国のかかわりは、鎌倉時代に安芸国吉田荘(現在の安芸高田市吉田町)に地頭職を得たことに始まります。名字の「毛利」は、季光が父・広元から受け継いだ所領の相模国毛利荘（現在の神奈川県厚木市の周辺）を本貫としたことによります。

吉田郡山城

吉田郡山城（よしだこおりやまじょう）は、広島県安芸高田市吉田町吉田にあった戦国大名、毛利氏の居城でした。城跡は「毛利氏城跡 多治比猿掛城跡 郡山城跡」として多治比猿掛城と共に国の史跡に指定されています。

城は可愛川（江の川）と多治比川に挟まれた吉田盆地の北に位置する郡山全山に及びます。築城初期は砦のような小規模な城でしたが、毛利氏の勢力拡大とともに拡張され、山全体を要塞とする巨大な城郭となりました。後に毛利輝元が天正19年(1591)広島城へ移るまで居城としていました。



郡山城跡



郡山城跡案内図



元就軍が上陸した包が浦

厳島の戦い

1551 年（天文 20）、西中国から北九州に至る地方を支配する大内義隆に反逆を企て、権力を奪取した家臣の陶氏と毛利氏の対立が先鋭化し、決戦場として選ばれたのが、瀬戸内水運の要衝である厳島でした。1555 年（天文 24）10 月 1 日、毛利元就（3,000 余）に対して、陶晴賢（20,000 余）と数的には圧倒的に不利な状況であった毛利軍ですが、荒天に乗じた奇襲が成功し陶氏を自刃に追い込み勝利しました。

「厳島の戦い」は、戦国時代三大奇襲として「河越城の戦い」「桶狭間の戦い」と共に挙げられる戦いです。

厳島神社

厳島神社は、広島湾に浮かぶ厳島（宮島）の北麓に鎮座します。厳島は一般に「安芸の宮島」とも呼ばれ、日本三景の一つに数えられています。平家からの信仰が有名で、当時の安芸守・平清盛によって現在の海上に建つ大規模な社殿が整えられました。

社伝では、推古天皇元年（593 年）、当地方の有力豪族・佐伯鞍職が社殿造営の神託を受け、勅許を得て御笠浜に『市杵島姫命』を祀る社殿を創建したことが始まりとされています。

戦国時代に入り世の中が不安定になると社勢は徐々に衰退しますが、毛利元就が天文 24 年（1555 年）の厳島の戦いで勝利を収めて厳島を含む一帯を支配下に置き、厳島神社を崇敬するようになると再び隆盛しました。元就は大掛かりな社殿修復を行ないました。また、豊臣秀吉も九州遠征の途上で厳島神社に参拝し、大経堂（現 千畳閣）の造営を行なっています。

社殿は現在、本殿・拝殿・回廊など 6 棟が国宝に、14 棟が重要文化財に指定されているほか、平家の納めた平家納経を始めとした国宝・重要文化財の工芸品が多数納められています。

平成 8（1996）年 12 月にユネスコの世界文化遺産に「厳島神社」として登録されています。



厳 島 神 社



豊臣秀吉造営『大経堂』（未完成）

広島県部会副会長 高 野　栄 一（建築技術設計株式会社）

建設に関する総合コンサルタント

□補償コンサルタント業
土地調査・物件・機械工作物・事業損失・
営業補償及び特殊補償・補償関連・総合補償

□建築設計・監理 □建設コンサルタント業 □測量業
□地質調査業 □施工管理 □建設業（とび土工・さく井）

株式会社 古川コンサルタント

本 社 〒693-0021 島根県出雲市塩冶町1612番地1
TEL(0853)21-5131 FAX (0853)21-5154

支 店 広島 ・山口 ・岡山 ・鳥取 ・西部（島根）
営業所 雲南 ・川本 ・益田 ・大田 ・安来 ・福山

（一社）日本補償コンサルタント協会会員

株式会社 進栄コンサルタント

呉 本 社 〒737-0051 呉市中央３丁目５番6 －６０１号
TEL（0823）21－3321 FAX（0823）23－3546
広島支店 〒736-0085 広島市安芸区矢野西1 丁目３７番２５号
TEL（082）881－4123 FAX（082）888－4677
東広島支店 TEL（0823）82－0231 FAX（0823）82－8258

目　次

巻頭言

「令和５年度の始まりにあたって」

中国地方整備局　用地部長　中野英樹 …… 1

「令和５年度を迎えて」

鳥取県県土整備局　次長兼 県土総務課長　岸本祐二 …… 2

「令和５年度に向かって」

岡山県土木部　監理課長　千葉哲也 …… 3

「令和５年度 支部長挨拶」

(一社)日本補償コンサルタント協会 中国支部長　岸本浩 …… 4

総会報告 …… 5

事業報告 …… 11

意見交換会 …… 21

随 想

「斐伊川放水路事業の思い出」

株式会社古川コンサルタント　調査役　田中利幸 …… 72

「夢のち目標」

株式会社栗林設計　水谷糸絵 …… 76

◆補償業務管理士試験合格体験談

鵬技術コンサルタント株式会社　福井美沙 …… 78

株式会社泉コンサルタント　田村博昭 …… 79

株式会社荒谷建設コンサルタント　山田加奈子 …… 80

会員の動向 …… 81

支部だより …… 83



令和５年度の始まりにあたって

国土交通省中国地方整備局
用地部長　中　野　英　樹

令和５年度のはじまりにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部の皆様におかれましては、平素より補償に関する調査・研究、補償コンサルタント業務に従事される方々の資質の向上等に真摯に取り組んでおられることに敬意を表すとともに、公共用地の取得業務について多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和５年度国土交通省関係予算においては、「国民の安全・安心の確保」、「経済社会活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり」を３本柱として、令和４年度第２次補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を図ることとしております。

中国地方整備局におきまして、河川関係では、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化に対応するため、河川整備等の加速化に加え、内水対策や流出抑制対策の強化など流域治水の更なる推進や地域活性化の取組を推進します。また、近年頻発する豪雨被害を受け、江の川水系江の川等及び本川水系本川は、令和４年７月に特定都市河川に指定し、今後は、関係機関と連携し、堤防整備や河道掘削など流域一体の対策をより一層推進します。

道路関係では、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を図るため、大きなストック効果の発現が見込まれる道路整備に重点投資するなど、計画的な事業実施に引き続き取り組んでまいります。

このような政策目標の実現のために、ウクライナ戦争等により社会・経済情勢が大きく変化する中にあっても、今後の用地取得にあたっては、これまで以上に計画的かつ迅速な用地取得の実施に日々取り組んでいく必要があり、事業の円滑かつ着実な執行、事業効果の早期発現を図るためには、補償業務の専門家である補償コンサルタントの皆様の知識、技術力が必要不可欠であります。

また、土地政策関係においては、少子高齢化、人口減少が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が生じており、これらを背景に「所有者不明土地」等が増加し、公共用地取得や活力ある地域づくりを進めるにあたり様々な支障を来しております。諸課題に対応するため、令和４年に所有者不明土地法が改正、一部を除いて施行されたところです。

法改正に併せて、御協会が構成員になられている「中国地区所有者不明土地等連携協議会」は、「中国地区土地政策推進連携協議会」に改組し、地域づくりを支える新たなプラットフォームとして体制や活動内容の拡充を図りました。

そうした中、地方公共団体等が関連の法制度を着実に運用、利活用できるよう支援するためには、多くの知識、技術力を有する補償コンサルタントの皆様のより一層のお力添えが今後も欠かせないものと考えております。

一般社団法人日本補償コンサルタント協会におかれましては、用地補償に関する研修会を積極的に開催されるなど、用地補償全般にわたる総合的な知識を有する優秀な人材の育成に取り組まれており、今後とも皆様方のご支援、ご協力をいただきながら社会資本の整備を進めていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、日本補償コンサルタント協会中国支部の益々のご発展を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。



令和５年度を迎えて

鳥取県県土整備部
次長兼県土総務課長
岸　本　祐　二

一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部及び会員の皆様におかれましては、平素より鳥取県の公共事業の推進に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

内閣府の令和４年版高齢社会白書によれば、第一次ベビーブーム世代が全て 75 歳以上になる 2025 年には、老年人口（65 歳以上）は、3677 万人となり、全人口 1 億 2254 万人のうち老年人口が 30 パーセントに達し、そのうち後期高齢者（75 歳以上）が 2180 万人と全人口の 17.8 パーセントを占めることになると試算されています。生産年齢人口（15 歳以上 64 歳以下）に目を転ずると、1995 年には 8716 万人であったものが、既に 2021 年において 7450 万人と 1200 万人以上減少し、第二次ベビーブーム世代が後期高齢者となる 2040 年になると、5978 万人と更に 1500 万人近く減少すると推計されています。こうした 2025 年問題、2040 年問題と称される社会の変容の一方で、鳥取県においてもインフラ・公共施設の老朽化は進行し、防災・減災、国土強靭化が求められる中で、労働力（担い手）の捉え方、インフラ整備の在り方そのものが問われており、ＩＣＴの活用による効率化からＤＸによるやり方そのものの変革へと取組を進展させているところです。

また、３年以上にわたって、社会全体に大きな打撃を与え、生活を制約した新型コロナウイルス感染症でしたが、令和５年５月８日からの５類移行により、人流制限のない新たな社会の始まりを期待しているところです。

用地事務に限られたことではありませんが、権利意識の高まりによる住民等からの要求、要望の多様化、高難度化に加え、説明責任や一人ひとりに応じた配慮までも要請されるようになっており、事務の執行には、困難がつきものとなっております。例えば、個人情報保護、情報公開といったものは、全ての行政事務において正確な理解が必要とされるものでありますが、用地事務においては、その要請が特に強いものとなっています。また、令和３年に改正された民法、不動産登記法等が令和５年４月１日から施行され、相隣関係、共有、財産管理、相続（遺産分割）、不動産登記の制度が変更されており、用地事務を担当する者は、こうした制度の変更についても、日々研究し、習熟しなければなりません。鳥取県においても経験豊富な職員の定年退職や定数削減などの影響により、用地事務を担当する職員の知識や経験則の伝承や人材の育成が大きな課題となっています。

このような状況の中、貴協会がこれまで蓄積された高度な専門知識や豊富な経験は、補償業務を推進する上でますます欠かすことのできないものとなっています。また、貴協会との意見交換や連携は、職員を育成していくためにも非常に重要なものとなっています。

今後とも、公共事業の円滑な推進を図っていくため、貴協会の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げるとともに、一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部及び会員の皆様の益々の御発展と御活躍を祈念しまして御挨拶とさせていただきます。



令和５年度に向かって

岡山県土木部
監理課長　千　葉　哲　也

一般社団法人日本補償コンサルタント協会中国支部の皆様におかれましては、平素より岡山県の土木行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和５年度は、「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き活き岡山』」の実現を基本目標とする「第３次晴れの国おかやま生き活きプラン」で重点的に取り組む行動計画期間の３年目にあたります。

土木部においては、平成 30 年７月豪雨災害の発災から５年が経過し、公共施設等の復旧については、令和３年度末で河川、道路等の原形復旧工事は全て完了したところです。河川の改良復旧については、甚大な浸水被害をもたらした国管理の小田川とその支川である県管理の末政川、高馬川、真谷川において、国・県・倉敷市が連携し、小田川合流点付替えや河道掘削、堤防整備（嵩上げ、堤防強化）などの対策を令和５年度内の完成を目標に、また、砂川と高梁川についても、砂川は令和６年度内、高梁川は令和５年度内の完成を目標に堤防整備や河道掘削などの対策を全力で進めているところです。

他方、交通基盤の整備につきましては、中四国における広域交通網のクロスポイントという本県の優位性を生かし、中国横断自動車道岡山米子線の４車線化や広域交通網を形成する美作岡山道路、倉敷福山道路等の地域高規格道路をはじめとする地域間連絡道路の整備を推進するとともに、港湾、インターチェンジ、物流拠点などへのアクセス強化や交通渋滞の緩和を図るための道路整備を計画的に進めているところです。こうした公共事業を円滑かつ着実に実施していくためには、計画的な用地取得が不可欠でありますが、特に本年度は美作岡山道路事業では、多くの家屋移転を伴う用地補償業務に全力を挙げて取り組んでおります。

同事業においては、補償業務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有している貴協会会員の皆様方のお力添えをいただきながら、着実に用地取得を進めているところです。

日本補償コンサルタント協会におかれましても、補償コンサルタントＣＰＤ制度について一層の進捗を図られるなど、積極的な人材育成に取り組まれていること、そして平成 30 年７月豪雨災害をはじめ、多くの被災地の復旧・復興に対する支援をいただきましたことに、この場をお借りしまして深く感謝いたしますとともに、今後ともさらなる御支援、御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、日本補償コンサルタント協会中国支部及び会員の皆様の、ますますの御発展と御活躍を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。



令和５年度　支部長挨拶

(一社)日本補償コンサルタント協会
中国支部長　岸 本　　浩

令和５年度中国支部報の発行にあたり一言御挨拶を申し上げます。

中国地区用地対策連絡会員及び各起業者の皆様には平素より当支部及び会員に対し格別のご指導、ご鞭撻を賜っておりますことをこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

新型コロナウィルス感染症については、影響が出始めてから３年余りが過ぎた今も終息していませんが、今年のＧＷ明けには類型２類から５類へと変更されて元の日常生活に戻りつつあります。ところで近年は、いつどこで起きてもおかしくないという自然災害への対応と危機管理が極めて重要となっております。ここ最近の実例としても、石川県、千葉県、北海道、鹿児島県などで大きな地震が発生していますし、激甚化する豪雨による被害などは枚挙にいとまがないところです。政府が閣議決定した「防災・減災、国土強靭化のための５ヶ年加速化対策」は３年目を迎えましたが、着実に社会資本整備が必要であることは言を俟たないところですし、計画的に公共用地の取得を行っていくことは実行を確実にしていくことに他なりません。

一方現在、我々業界を取り巻く環境の中で喫緊の課題は、担い手の確保と育成であります。今後さらに高度で専門的な知識の習得が必要となって参りますし、多種多様な業務内容にも対応できる補償技術者の育成のために、支部・県部会が一体となって次のような事業を行っていきたいと思います。

第１に、技術力と資質の向上を図る目的で研修、講習会は継続して実施して参りますが、補償業務の中にもＤＸを取り入れてスピード化・省力化を図っていきたいと考えています。現場での経験値が物をいう補償コンサルタント業務の中に最新のテクノロジーを採り入れることによって業務の革新を図ることが出来たらと考えていますので、会員の皆様方からお知恵を拝借し、ご協力をお願いします。

第２に、国交省や各県と率直な意見交換をしながら我々業界の声を反映していただきたいと考えています。これまで改ざん防止措置を講じたデジタル写真の撮影などに取り組んできましたが、この度タブレットによるデジタルデータでの報告が、発注者から認められるという成果が得られました。これは、起業者との意見交換の場で要望してきたことが仕様書の変更という形で結実したことによりますし、スピード化、正確性と共に現場と会社をリアルタイムで繋ぐことにより、人手不足解消の一助となることと思います。

第３に、基準や要領の改訂をはじめ、補償金算定標準書ＤＶＤ版の配布や補償業務に関連する最新の情報をいち早く入手し研修やホームページへの掲載により会員へ周知してまいります。

第４に、補償コンサルタント業務の現場から得られるノウハウの蓄積や課題の集約から、国土交通省をはじめとする各起業者へ現場での課題等を提言してまいりたいと思います。

また、全国的に取り組んでいる所有者不明土地問題については、中国地区土地政策推進連携協議会へ積極的に参加し、補償コンサルタント協会として貢献していきたいと思います。

最後になりますが、補償コンサルタントに求められる期待に応えるためにも、協会を挙げて取り組んで参りますので関係各位や会員の皆様には、今後一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

人と地球と環境と…。

株式会社 広洋コンサルタント

代表取締役　　岸　本　　浩

本　　社 / 〒683-0005　米子市中島2丁目1番60号
TEL　(0859) 22-5501　㈹
FAX　(0859) 32-2905

広島支社 / 〒732-0029　広島市東区福田2丁目4221
TEL　(082) 883-0410　㈹
FAX　(082) 883-0411

島根支社/岡山支店/山口支店/鳥取営業所/境港営業所

URL ： http://koyo-ct.co.jp/

ASAHIC.

未来へ引き継ぐ
優しい環境づくり

建設コンサルタント
アサヒコンサルタント株式会社

代表取締役社長　澤　克生

補償コンサルタント業
登録部門
土地調査/土地評価/物件/機械工作物/営業･特殊補償/事業損失/補償関連

〔本　社〕鳥取県鳥取市千代水4丁目28番地
TEL：0857-28-5191　URL：https://www.asahic.co.jp/

〔支　社〕倉吉支社/米子支社/兵庫支社/豊岡支社

〔営業所〕境港営業所/神戸営業所/京都営業所

第４６回支部通常総会報告

令和５年５月１８(木)１５時３０分からメルパルク広島において、中国支部第４６回通常総会が開催されました。



司会：建築技術設計(株)　高野幹事



岸本支部長挨拶



本部：原田副会長挨拶

新型コロナウィルス感染症の影響が出始めて３年余りが過ぎましたが、ゴールデンウイーク明けに類型２類から５類に変更されたため、国土交通省、広島県、広島市及び協会本部からからご来賓の出席を頂く予定でした。しかし岸田総理が広島出身ということもあってかG７サミットが広島市で開催されることとなりました。しかも総会翌日の１９日から開催されるために広島市内は厳戒警備体制となり、各職場の出勤制限や交通規制などにより行政からの出席は急遽ご辞退ということになりました。

そんな中、総会は予定どおり開始し、議長には、(株)昭和測量設計事務所の田原毅様を選任し、令和４年度の事業報告、決算報告の審議を経て、令和５年度の事業計画、予算の報告を行い、全ての議案を承認の上、議事を無事終了しました。



議長：㈱昭和測量設計事務所　田原様



令和４年度監査報告をする植月監事



第４６回通常総会　全景

支 部 長 挨 拶



中国支部第４６回通常総会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、日頃より当協会へのご理解、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。また本日ご多忙の中、そしてＧ７広島サミットで規制が多い中ご出席いただきましたこと、改めてお礼申し上げます。

今回の総会は３年ぶりに中国地方整備局用地部長様、広島県土木建築局長様、広島市用地部長様などご招待しご臨席をお願いしましたが、明日からのＧ７広島サミットの関係で出勤抑制や職場待機などのため出席をご辞退されることとなりました。

皆様に宜しくお伝えくださいとのことでした。

そういう大変な中、本部原田副会長には熊本からお出でいただき、明日は沖縄支部の総会へ行かれるというタイトなスケジュールの中、ご臨席を頂きました。本当にありがとうございます。

近年はいつどこで起きてもおかしくないという自然災害への対応が極めて重要となっております。ごく最近でも石川県、千葉県、北海道、鹿児島県などで大きな地震が発生しています。改めて自然災害への対応と危機管理を再認識しなければならないと思っております。

政府が閣議決定した「防災・減災、国土強靭化のための５ヶ年加速化対策」は３年目を迎えましたが、着実に社会資本の整備が必要であることは言を俟たないところとなっています。

一方、現在我々業界を取り巻く環境の中で喫緊の課題は、担い手の確保と育成であります。今後さらに高度で専門的な知識の習得に励み、多種多様な業務内容にも対

応できる補償技術者の育成のため、支部・県部会が一体となって対応していきたいと思います。

次に、技術力と資質の向上を図る研修、講習会は継続して実施して行きたいと考えますが、補償業務の中にもＤＸを取り入れることを検討して行きたいと考えていますので、会員の皆様方からお知恵を拝借しながら進めていく所存でございます。

その中で改ざん防止措置を講じたデジタル写真の撮影などに取り組んできましたが、この度タブレットによるデジタルデータでの報告等が、発注者から認められるという成果が得られました。これは、起業者との意見交換の場をとおして、要望してきたことが仕様書の変更という形になった結果によりますし、人手不足解消の一助となることと思います。

今後とも国交省や各県と率直な意見交換をしながら我々業界の声を反映していきたいと考えています。

最後になりますが、関係機関や会員の皆様には、今後一層のご支援とご協力をお願い申し上げ、いささか簡単ではありますが、総会開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

どうぞよろしくお願いいたします。

令和５年５月１８日

（一社）日本補償コンサルタント協会

中国支部長　　岸　本　　浩



（本部：原田副会長）

ご 挨 拶

本日、中国支部の第４６回通常総会が、このように盛大に開催されますことを、心よりお祝い申し上げます。今年の総会は平常に戻った形で催されることができ、本当に喜ばしいかぎりです。

コロナ感染が拡大して以来、支部・部会や会員会社の事業が多くの制約を受けてきた中で、ネットワークの活用、在宅勤務の導入などにより会議・研修の開催や営業活動が行われてきました。試行錯誤の繰り返しでしたが、その過程で身に着けた知識と技術をこれからも協会活動や会社の業務に活用していくことが有用であると思います。本部においても理事会や委員会のＷＥＢ開催を継続していくことにしております。また、本年度は物件部門の専門研修をオンデマンド方式により行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

さて、先般国交省の令和５年度予算の配分が行われました。令和４年度の補正と併せると一定量の事業量が確保されていると期待するところです。他方で、この３月から技術者単価が平均で５．４％引き上げられました。技術者単価の引上げは我々が要望してきたものであり、大変ありがたいことですが、全体の業務発注量が確保されないと政府の目指す給与引上げには結び付きにくいので、公共事業費予算の増額と業務発注量の拡大が不可欠です。

特に、都道府県、市町村からの業務発注を増やすためには、その担当部局を小まめに回り補償コンサルタント協会の会員の実績と能力を説明し、理解してもらうことが重要です。また、土地政策推進連携協議会も我々の存在を示す絶好の機会です。これらは地道な活動ではありますが、支部と本部の連携の下、積極的に展開していきましょう。

補償コンサルタントを取り巻く状況はいろいろな面で変化しています、少子・高齢化やＤＸ・ＡＩなど技術の進展、時短を含めた公共事業執行の改革、災害の頻発的発生などに対応していくためには、我々としても人材の確保・育成、新技術導入による仕事の効率化、空き地・空き家問題や災害復旧・復興での貢献など多くの課題に取り組んでいかなければなりません。

中国支部ではDXの活用を進めるため、中国地方整備局と意見交換会を重ね、リモートによる土地境界確認及び設計説明並び幅杭説明の実用化を進めていると伺いました。用地業務の合理化、迅速化の先導的、模範的な取組みとなるよう期待します。

このことを始めとして、中国支部とご参会の皆様がますますご活躍、ご発展されることを祈念いたします。

ありがとうございました。

令和５年５月１８日

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会

会　長　　清　水　郁　夫

（代読：副会長　原　田　　卓）

支　部　役　員　名　簿　（令和６年５月まで継続）

役 職 名	担　当	氏　　名	備　　考	県 別
支 部 長	理　事	岸 本　　浩	(株)広洋コンサルタント 代表取締役	鳥 取
副支部長	企画・広報	陶 山　　勤	山陰開発コンサルタント(株)代表取締役	島 根
〃	総　務	天 田　　章	(株)進栄コンサルタント 代表取締役	広 島
幹　事	研　修	澤　　克 生	アサヒコンサルタント(株) 代表取締役	鳥 取
〃	－	多久和　　豊	島建コンサルタント（株）代表取締役	島 根
〃	固定資産	難 波　龍 也	(株)なんば技研　代表取締役	岡 山
〃	補償業務	高 野　栄 一	建築技術設計(株) 代表取締役	広 島
〃	－	蔵 重　茂 彦	(株)栗林設計 取締役	山 口
監　事	－	古 川　孝 雄	(株)古川コンサルタント 代表取締役	島 根
〃	－	植 月　芳 勝	(株)ウエスコ　理事	岡 山

令和４年度　支部事業報告

1.　研修会、試験、講習会等の実施

（１）令和４年度　補償金算定標準書の概要説明等研修会

日　時　　令和４年６月８日（水）
場　所　　広島商工会議所　大会議室
参加者　　６１社　１０７名
内　容　　1）令和４年度補償金算定標準書の改正点等について
　　2）機械工作物算定要領の改正点等について
　　3）公共補償基準について

講　師　　国土交通省 中国地方整備局
　　用地部 用地企画課
　　土地適正管理係長　　畠 山　拓 也　　氏
　　用地部 用地補償課
　　補償基準係長　　石 野　弘 晃　　氏



畠山土地適正管理係長



石野補償基準係長

（２）支部実務研修会

日　時　　令和５年１月１９日(水)
場　所　　広島県立総合体育館　グリーンアリーナ大会議室
参加者　　４２社　６８名
内　容　　1）事業損失補償
　　2）土地評価の概要

講　師　　国土交通省 中国地方整備局
　　用地部 用地対策課
　　課長補佐　　片 渕　貴 博　氏
　　用地部 用地補償課
　　補償基準係長　　石 野　弘 晃　氏



片渕用地対策課長補佐



石野補償基準係長

（3）各県部会共催研修会

鳥取県部会と共催

日　時　　令和４年１１月１４日(月)
場　所　　鳥取県立倉吉未来中心
参加者　　１８社　２６名
内　容　　1）用地補償従事者のための消費税
　　・インボイス制度
　　・消費税調査Ｑ＆Ａ

講　師　　税理士　　田 原　　明　氏



島根県部会と共催

日　時　　令和４年　１１月１４日(月)
場　所　　出雲建設会館
参加者　　２２社　３６名
内　容　　1）公共補償 － 業務上でのポイント-
　　2）建物移転補償の実務

講　師　　総合補償士　　佐々木　史郎　氏



岡山県部会と共催

日　時　　令和４年１２月２日(金)
場　所　　ピュアリティ まきび
参加者　　１７社　３５名
内　容　　1）用地補償従事者のための消費税
　　・インボイス制度
　　・消費税調査Ｑ＆Ａ
　　2）相続土地国庫帰属法、令和３年度改正不動産登記法のポイント

講　師　　税理士　　田 原　　明　氏
　　岡山地方法務局　不動産登記部門
　　登記官　　正 田　　稔　氏



税理士　田 原　明 氏



登記官　正 田　稔 氏

広島県部会と共催

日　時　　令和４年１２月２１日(金)
場　所　　広島県立総合体育館　グリーンアリーナ大会議室
参加者　　２３社　３８名
内　容　　1）建物移転補償の実務
　　2）公共用地の取得と土地収用法

講　師　　建築技術設計株式会社
　　代表取締役　高 野　栄 一　氏
　　復建調査設計株式会社
　　空間情報部
　　理事　伊 崎　浩 二　氏



伊崎理事：復建調査設計㈱


新型コロナ感染症対策で一人掛

（４）補償業務管理士試験等の実施

①　令和４年度　補償業務管理士（筆記）試験

令和４年１０月２３日（日）広島市中区の広島ＹＭＣＡ２号館において、令和４年度補償業務管理士（筆記）試験を実施しました。
受験の概要は次のとおりです。

○午前　　９：１５～１１：４５
　　共通科目部門　　１４８名
　　総合補償部門　　２名

○午後
・前半　１２：４５～１４：４５
　　土地調査部門　　０名
　　土地評価部門　　２名
　　補償関連部門　　８名

・後半　１５：００～１７：００

事業損失部門	２１名
物件部門	３１名
機械工作物部門	１名
営業・特殊補償部門	７名

受験者　延べ　２２０名　（共通　１４８名、　専門　７２名）

② 令和４年度　総合補償士（論文）試験

令和４年総合補償士論文試験は、令和５年２月１日（水）広島市中区の広島商工会議所で実施され、８名が受験しました。
時間は１３：３０から１５：３０までの２時間を持ち時間として行われました。

論文のテーマは次のとおりでした。
【総　論】
「不当要求に対する基本的な対応としての平素の準備として必要な事項と有事の対応策について述べてください。」
【各　論】
「ＰＤＣＡサイクルを活用した用地取得工程管理について、サイクルの内容及び目的について述べてください。」

（５）令和４年度　補償業務管理士登録更新講習会

令和４年９月２７日（月）広島県ＪＡビルにおいて受講者１０２名を対象に登録更新講習会を行う予定でしたが、新型コロナウィルスの感染防止のため昨年同様、自宅学習方式に変更となりました。
自宅学習方式については、協会本部から受講者の自宅へ送付された下記の教材を各自で学習した後、効果測定として確認テストへ解答し、支部へ提出する方法によるものでした。

①「補償基準等の改正等について」
②「補償基準の主な改正点」
③「公共用地業務の現状と課題」
④「補償コンサルタント業の属性と市場規模等について」
⑤「補償コンサルタントと管理業務」

（６）令和４年度　補償業務管理士共通科目研修

令和４年５月２５日（水）から５月２７日（金）までの３日間、広島市中区の広島ＹＭＣＡ（３号館多目的ホール）において、コースⅠ９名、コースⅡ６１名、合計７０名の受講者を対象に令和４年度補償業務管理士（共通科目）研修を実施しました。

２．補償コンサルタント業務に関する広報活動

支部会員及び補償コンサルタントのＰＲのため、次のような活動を行いました。

（１） 支部機関誌「中国支部報」、「会員名簿」を発行し、会員及び起業者に配布することにより、情報の提供、広報を行いました。

（２） 本部機関誌「補償コンサルタント」を大学や工業高校等へ配布し、補償コンサルタントのＰＲに努めました。

（３） ホームページの活用により、起業者、会員、他一般に情報提供を実施しました。
会員に対し、中国地区用対連事務局が発行する「補償金算定標準書」の訂正や修正、補償基準改正等の情報を掲載し、知識の向上や業務の適正な執行に資するように努めました。

（４） 補償コンサルタント登録制度及び補償業務管理士制度の積極的な活用について、本部作成パンフレットや業務紹介シリーズのマンガを使用して、起業者等への要望会・意見交換会等、あらゆる機会を利用して業務紹介や地位向上のためのＰＲを行いました。

（５） 業界新聞「建設通信新聞」に２回／年、「中建日報」に２回／年、広告を掲載しました。

３．補償業務に関する調査、研究の実施

令和４年度は、本部補償業務委員会において①「用地補償の合理化・迅速化への対応について」②「営業補償の調査算定方法の検討について」の２つの検討テーマが決定されたことに伴い、支部では用対連から参考意見を聴取いたしました。
①については、国土交通省の検討状況について注視していきます。

また、平成３１年２月に設立され、本年度総会で名称変更された「中国地区土地政策推進連携協議会」の構成メンバーの一員として、活動に参加するとともに、国土審議会土地政策分科会での議論や情報の収集を本部経由で行いました。
令和４年１１月２日（水）に実施された「山口県講習会」では、補償業務委員長の高野栄一氏が『物件の補償額の算定について』と題して９０分間の講演を行いました。

４． 各起業者との要望及び意見交換会の実施

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部及び各県部会は、中国地方整備局及び中国５県に対し、技術者の育成と専門知識の向上、入札契約制度および発注歩掛、協会員の一層の活用等について、令和４年９月２日（金）から１２月７日（水）にかけて、次のとおり意見交換会を実施しました。

昨年度に続き、新型コロナウィルス感染症対策のためにワクチン接種の確認や人数制限の中で実施した県部会もありました。

令和４年度　国及び中国５県との意見交換会の実施

要 望 先	月　　日	場　　所	起業者側出席者	協会側出席者
岡 山 県	9月2日	ピュアリティ まきび	土　木　部 山　下　参 与 外 ４ 名	岸　本 支部長 難波岡山県部会長 外 １３ 名
島 根 県	１０月１９日	島根県庁会議室	土　木　部 大谷 用地対策課長 外 ４ 名	陶山島根県部会長 外 ５ 名
広 島 県	１０月３１日	広島県庁会議室	土木建築局 藤本用地課長 外 ３ 名	岸　本 支部長 天田広島県部長 外 ６ 名
山 口 県	１１月８日	山口県庁会議室	土木建築局 監理課 梅地 用地補償班長 外 ４ 名	天 田 副支部長 蔵重山口県部会長 外 ３ 名
鳥 取 県	１１月２１日	鳥取県庁会議室	県土整備部 山本次長兼県土総務課長 田中用地室長 外 ２ 名	岸　本 支部長 兼鳥取県部会長 外 ３ 名
国土交通省 中国地方整備局 （中国地区用地対策連絡会事務局）	１２月７日	中国地方整備局 （建政部会議室）	中 野 用地部長 外 ８ 名	岸　本 支部長 外 ５ 名

５．「補償金算定標準書」の貸与

中国地区用地対策連絡会会長（中国地方整備局長）の許可を得たうえで、用対連監修の「令和４年度補償金算定標準書」をＤＶＤ化し、会員に貸与することにより補償業務の効率化に努めました。

６． 会員相互の親睦活動の推進

（親睦ゴルフ）

令和４年１１月４日（金）に、第４１回目となる中国支部親睦ゴルフ大会を岡山県の吉備カントリークラブで開催しました。当日は、気温２２℃ 晴時々曇り、絶好のコンディションの中で２２名の参加者が自慢の腕を競いました。また今回は特別に当クラブ所属の中桐プロに技術指導を受ける機会に恵まれた参加者もいました。



２２名の参加者の皆さん



準優勝：難波さん、優勝：上山さん、3位：矢部さん

（参加された２２名のみなさん：スタート組順）

難波龍也さん(なんば技研)、中本裕之さん(補償コン協会)、小池伯浩さん(東洋 CT)、松本義政さん(ヒノ CT)
内山博之さん(大島技術 CT)、高島秀夫さん(コスモ建設 CT)、西本靖さん(復建調査設計)、黒住員敏さん(サイカイ CT)
矢部好史さん(大成 CT)、大西幸人さん（ヨナゴ技研 CT）、河内利明さん(コーチ)、上山隆寿さん（泉 CT）
平一典さん(西部技術 CT)、澤克生さん（アサヒ CT）、松元洋之さん(シンワ技研 CT)
尾刀仁さん(内海建設 CT)、天田章さん(進栄 CT)、丸本佳季さん(シンワ技研 CT)
草苅重幸さん(大成 CT)、清広雅史さん(ウエスコ)、藤原松三さん(ダイホーCT)、山本篤史さん(サイカイ CT)

（親睦釣り大会）

令和４年１１月１８日（金）に、第４回目となる中国支部親睦釣り大会を開催しました。広島県大竹市の小方港からフェリーで大竹市阿多田島の「海上釣り堀　海遊」へ向いました。過去３回同様、今年も晴天に恵まれ絶好の釣り日和となりました。

１０人の参加者でヒラマサ・ハマチ・マダイ・シマアジなど大物釣りに挑戦し、メンバー全体でクーラーが溢れるほど、様々な魚種を釣り上げました。



10 名の参加者の皆さん



優 勝・大 物 賞！
㈱ウエスコ　植月　芳勝さん

（参加された 10 名のみなさん）

岩本 猛さん（新東 CT）、岡野 顕さん（ダイホーCT）、徳本裕太さん（同左）、
林栄一さん（荒谷建設 CT）、福井竜則さん（同左）、石井志津夫さん（同左）
澤田信一さん（サンワ）、新田裕さん（同左）、植月芳勝さん（ウエスコ）、高野 栄一さん(建築技術設計)

7．　会員ニーズについての調査

令和４年度も新型コロナウィルス感染の影響により、研修や講習の実施に一定の制約を受けましたが、政府からの行動制限も無かったことから受講定員を絞り、可能な限り対面による研修を実施しました。研修の一環として受講者にアンケートを実施したところ、補償事例等の実務上の要望が多くありました。またＷＥＢ研修と対面方式の研修について確認したところ賛否両論あることから、両者のメリットを最大限活用しながら併用していくことが会員のニーズであることを確認しました。

8．　会員の補償相談等への対応

会員からの受注業務に関する補償相談等について、業務の円滑な執行、成果品の質の向上等に資するため、中国地区用対連事務局とも協議しながら対応してまいりました。
文書等による主な相談は以下のとおりです。

［ 内 容 ］　相談受付件数　　１４件
土地（１）、物件(４)、　標準書(４)、　その他(５)
＊（　）書きは件数

補償業務に関する意見交換会

〈岡山県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会岡山県部会の要望

１.技術者の育成と専門知識の向上について

（１）安定的な事業量の確保について

岡山県部会は、協会本部、中国支部の指導のもと、担い手の育成・確保のために、給与の引き上げ、長時間労働の是正、作業の軽減、そして女性が活躍できる魅力ある職場環境の構築を目指しておりますが、業務量など先行き不透明な点もあり、依然として厳しい状況にあります。

つきましては、安定的な公共事業予算、とりわけ補償関係コンサルタント業務に係る予算の確保・増額をお願いいたします。

（２）情報の提供と関係機関への周知について

実務と密接に関係する基準改正や事務取扱規程の改正等、タイムリーな情報提供につきましては、成果物の品質向上に大きく寄与しますので、引き続きご指導・ご協力をお願いいたします。



〈岡山県〉

岡山県土木部監理課の回答

１.技術者の育成と専門知識の向上について

（１）安定的な事業量の確保について

今後とも必要な公共事業予算を安定的かつ持続的に確保するよう努めて参ります。

（２）情報の提供と関係機関への周知について

算定の基準となる補償金算定標準書等の変更については、中国地方整備局と日本補償コンサルタント協会中国支部との連絡会議において周知をされています。

また、県独自の様式や取扱いについては、岡山県部会へ引き続き周知をさせていただきます。



〈岡山県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会岡山県部会の要望

２.業務における発注歩掛等について

業務費積算基準に建物等の見積徴取に伴う歩掛が整備されるなど順次改正が行われています。見積徴取の必要があるものについては、同歩掛を積極的に適用していただくようお願いします。

また、一部では見積徴取に要する費用が業務費を大幅に上回るケースも見受けられます。

このような場合には、実費での清算や発注者が直接見積りを徴取する等の当面の運用をお願いするとともに、引き続き業務費積算基準の改正等をお願いします。

３.協会員の一層の活用について

当県部会におきましては、関係機関等のご協力を得ながら補償に関する研修の実施や基準の改正などの情報共有等に重点を置くなど、公正で精度の高い成果物の作成に取り組んでいるところです。

また、各部会員におきましては、補償業務管理士等の資格取得に積極的に取り組むなど、時代の要請に即した人材を育成し、各起業者の信頼と期待に応えることができるように努めているところです。

業者選定の取り扱いについては、各起業者で策定された業者選定基準等に基づいて運用されていると思いますが、今後とも補償関係コンサルタント業務の発注に際しましては、補償コンサルタント登録規程に基づく登録がなされている岡山県部会員の活用、補償業務管理士の活用をお願いします。



〈岡山県〉

岡山県土木部監理課の回答

２.業務における発注歩掛等について

建物等の算定歩掛については、国土交通省の用地調査等業務費積算基準を基に運用しております。そのため、いただいたご要望につきましては、国土交通省に内容をお伝えしてまいります。

３.協会員の一層の活用について

業務委託の指名にあたっては、補償コンサルタント登録規程に定める各登録部門の登録業者の中から、過去の実績や技術者の状況等を考慮し、公正かつ厳正に行っています。



〈岡山県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会岡山県部会の要望

４.その他

（１）昨年の要望事項について

以下の項目について、昨年の意見交換会の場で要望したところ、国土交通省へ内容をお伝えするとのことでしたが、国土交通省からの回答等の状況についてご教示願います。

① 仮営業所設置費用の歩掛について
② 居住者等に関する補償額の算定、借家人に関する補償額の算定について
③ 物件調書の作成について

（２）県内の市町村等への周知について

県部会員より、県内の市町村発注の業務について、以下のような問題が提起されています。用地対策連絡会等を通じて業務の適正な発注について周知等をお願いします。

① 打合せ、現地踏査、作業計画書作成の費用が計上されていないものがある。
② 適正な工期の設定がなされていない。
③ 業務費積算基準が適正に適用されていないものがある。



〈岡山県〉

岡山県土木部監理課の回答

４.その他

（１）昨年の要望事項について

国土交通省（中国地方整備局）からの回答は以下のとおりです。

個別の質問にはお答えいたしかねますが、積算基準に規定する歩掛は、国土交通本省及び地方整備局等で構成する用地関係業務等歩掛検討部会により緊急性・重要性を考慮した上で毎年度各テーマを設定し、所要時間等調査（歩掛調査）を踏まえて必要に応じて改正等を行っています。

昨年度末の積算基準の改正では「建物調査の歩掛改正」「建物の見積徴収に係る歩掛の新設」等がされています。

ご要望については、引き続き国土交通本省へお伝えして参ります。

（２）県内の市町村等への周知について

建物等の算定歩掛及び工期の設定については、県内各市町村においても、国土交通省の局用地関係業務請負基準及び用地調査等業務費積算基準等を基に、それぞれの自治体において運用されているところです。ご要望の主旨につきましては、中国地区用地対策連絡会岡山県支部等を通じて、県内市町村に周知させていただきます。

なお、計上されていない業務費等が発生する場合は、各自治体が必要に応じて費用を計上することとなるため、発注者への協議をお願いします。



〈島根県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会島根県部会の要望

指名発注等、業者選定･契約等に関すること

１.協会会員の有効活用について

近年におきましては新規の公共事業が削減され、我々業界を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。また、業務に求められる精度は厳格なものとなり、これまで以上に会員の資質の向上及び適正な成果品の確保・履行体制の整備が求められています。島根県部会においては、起業者側の期待に応えられる補償業務の担い手として、本部・中国支部と連携して研修・研鑽を重ねているところです。社会情勢が益々厳しく複雑になっている状況下こそ補償業務の専門家である島根県部会員の一層の活用につきましてご配慮いただきますようお願いいたします。

２.補償業務管理士の活用について

補償業務の発注にあたっては、補償コンサルタント登録規程の積極的な活用とともに、当該発注業務に見合う補償業務管理士のより一層の積極的な活用をお願いいたします。

３.補償業務量の確保と継続的な発注について

当業界は市場が起業者のみに限られ、きわめて公益性の高い重要な分野で業務を行っております。現下の厳しい市場環境に対処するため、各会員はそれぞれ経営改善等に取り組んでおりますが、近年は若年技術者の確保も難しく、技術の継承に支障が生じかねない現状になってきております。このような事態を解消するためにも、補償業務量の確保と継続的な発注をお願いいたします。

〈島根県〉

島根県土木部局用地対策課の回答

指名発注等、業者選定･契約等に関すること

１.協会会員の有効活用について

島根県では、補償コンサルタント業務については「島根県建設コンサルタント業務等入札参加者選定要領」に基づくとともに、「補償コンサルタント業務入札参加者等選定に係る運用基準」を定め、技術力、有資格技術者の有無、実績等を考慮して選定を行っています。

担当職員の用地補償業務の経験も少なくなってきており、貴部会のみなさまのコンサルティングが一層重要になってきています。

つきましては、貴部会におかれましても、引き続き人材育成に努めていただきますようお願いします。

２.補償業務管理士の活用について

補償業務の発注にあたっては、入札参加資格者名簿において委託可能な補償業務の判断の一つとして、補償業務管理士の在籍の有無は当該業務経験年数７年以上とともに重要な要因として運用しております。

貴部会におかれましても、引き続き人材育成に努めていただきますようお願いします。

３.補償業務量の確保と継続的な発注について

平素は補償業務に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。今後も各事業課を通じて着実に事業推進するため、十分な予算を安定的、継続的に確保できるよう、国へ要望を行うなど事業量の確保に向け取り組んでいくので、貴部会の皆様にも、ご支援をお願いしたい。

〈島根県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会島根県部会の要望

業務委託に関すること

１．地盤変動影響調査の発注ついて

地盤変動影響調査（事前調査）の発注時に、建物所有者及び集合住宅などに居住の関係者の把握及び調査概要の説明の実施前であることがあります。貸家や集合住宅など借家（間）人が居住している場合はコンサルタントでの居住者の把握は個人情報保護の観点から大変難しいものとなります。地盤変動影響調査については建物所有者等のご理解とご協力が重要となりますので発注前に建物所有者及び集合宅などに居住の関係者の把握及び調査概要の十分な説明を行っていただきますようお願いいたします。

２．地盤変動影響調査の様式について

地盤変動影響調査においては調査時に建物等調査立会確認書又は調査承諾書などを建物等の所有者または居住者などの関係者に書いていただくよう発注機関から要請があります。立会確認書とするか調査承諾書とするかは発注者及び受注者により統一されていないようです。各県土整備事務所間で調査時の手順及び署名捺印をいただく書類等について統一（様式の制定）していただくようお願いいたします。



〈島根県〉

島根県土木部用地対策課の回答

業務委託に関すること

１．地盤変動影響調査の発注ついて

地盤変動影響調査の発注に際しては、各事務所の発注担当者あてに建物所有者や借家人に対して事前に説明しておくよう注意喚起の指導をします。

２．地盤変動影響調査の様式について

同様式は、地盤変動影響調査算定要領に定めのない様式です。同要領では必要な都度、別途指示することとしていますので、これまでどおり監督員の指示を踏まえて対応してください。



〈島根県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会島根県部会の要望

３．身分証明書発行申請書について

用地調査等業務を受注し、現地作業を行う場合には様式第２６号の身分証明書発行申請書により身分証明書発行していただき常時携帯する必要があります。様式第２６号には業務名称及び業務場所の他、従事者氏名・住所・生年月日の個人情報を記載する様式となっています。業務を行う上で必要となる事項は受注会社名及び従事者の名前であり、従事者の住所及び生年月日は必要ないのではないかと考えます。従事者の住所及び生年月日につきまして申請書の欄を削除していただきますようお願いいたします。

４．収穫樹の単価について

平成２７年度より単価未記載となっていますイチジクにつきましては今年度においても単価未記載のままとなっています。広島県などでは独自に単価を作成して運用しているようですが、収穫樹単価につきましては単価構成が非常に複雑であり、また各種の価格の調査も難しいものがあることから島根県の独自単価というのは補償の頻度から考え合理性が低いと考えます。イチジクは一般に流通している果物と異なり特産品的な扱いとなっていることから、今後も単価が記載されることは難しいものと考えます。現状では各コンサルタントが標準書に記載されている収穫樹単価を適用して算定しているのが現状です。しかし、この方法では県内で補償額に大きな差異をもたらし適正な補償と言えないと考えます。島根県で適用単価を決めて運用していただきますようお願いいたします。

〈島根県〉

島根県土木部局用地対策課の回答

３．身分証明書発行申請書について

書式の内容を精査し、現在では特に必要とないものは整理することとします。

４．収穫樹の単価について

補償金算定標準書（単価）を作成している中国地方整備局においても、特定の案件について特段の代用単価を定めてないことから、当県独自で定めることは適当ではないと考えます。

調査及び算定者により代用単価により差違が出るのは、やむを得ないものと考えますので、これまでどおりの対応でお願いします。

〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

Ⅰ 広島県部会会員の活用について

広島県内の補償コンサルタント協会の会員（以下「広島県部会会員」という）は、日頃より協会が定める倫理要綱を遵守して職務を遂行し、補償コンサルタント従事者としての高い倫理観を持ち、常に向上心を維持しながら、公共事業の施行に伴う補償に関する様々な業務（建物などの現地調査、移転計画の立案、補償額の算定など）に、期待される高品質の業務提供に取り組んでおります。

しかしながら、広島県部会会員の経営環境は補償業務の発注量減少や受注競争の激化。さらに、広島県内で甚大な被害をもたらした平成３０年７月豪雨災害からの復旧・復興プランの達成に向け、全力を挙げて最優先で実施されていることから、広島県部会会員にとっては復旧・復興業務以外の補償業務での依存度が高く、その発注量減少は、さらに厳しいものとなり、広島県部会のみならず補償コンサルタント業界としての経営環境は確実に悪化しております。

このように公共事業に係る受注量が減少するなか、広島県部会会員の確保・育成は、公共事業の円滑な遂行にとって不可欠であるとご理解いただき、今後とも広島県部会会員の一層の活用につきまして、よろしくお願いいたします。

このような実情を踏まえ中国支部とともに、次のことについて要望いたします。

（１）補償業務の発注について

補償業務の発注につきましては、広島県として業務成果の品質確保の観点から、登録部門や地域の実情に応じた「指名競争入札」が適当であると従来どおりご回答をいただきありがとうございます。このことにつきましては、引き続きよろしくお願いいたします。

なお、補償業務委託者の選定につきましては、補償コンサルタント登録規程に基づく登録部門を有し、かつ、資格者が適正に従事できるよう資質の向上を目的とした研修会等を開催し、専門知識・技術の習得、向上に努めております広島県部会会員を優先した発注としていただくよう重ねてお願いいたします。

〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答



（１）補償業務の発注について

補償業務の発注については、従前より、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」に基づき、委託業務の適正な実施を確保するための遂行能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行うものとしています。

今後も、引き続き、補償コンサルタント登録規程に基づく登録部門、過去の実績、技術者の状況、手持ち業務の状況及び地理的条件等を十分に勘案して、公正かつ厳正に発注を行っていきます。

〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

（２）仕様書の業務内訳表（設計図書）について

主に事業課発注の工損調査業務において「作業計画の策定」「現地踏査」や、さらには「材料費」「旅費交通費」が計上されていない場合があります。

また「共用情報システム利用料」を計上されている場合がありますが、用地調査等業務にはその必要性はないので計上されなくてよいと考えます。
それぞれにつきまして、各発注事業課への周知等をお願いいたします。

（３）費用負担説明業務について

公共事業の円滑かつ計画的な事業執行にとって『事業損失』における建物等に与える不利益、損失又は損害について被補償者の権利意識の高揚や価値観の多様化など、公共事業を取り巻く環境は日々変化しつつあります。

また、このような背景に対応でき得る補償業務に携わる者として幅広い視野を持ち見識ある専門性と説明力が求められています。用地補償担当者を含み『補償業務』に携わる者にとって補償理論やこれに関する制度に精通し、様々な知識と幅広い視野が必要となります。
このことに関しましては、近年の国民の権利意識の高揚や個別案件での複雑・多様化、用地交渉などの業務拡大に対応でき得るための技術力や資質の維持向上を図るための補償コンサルタントＣＰＤ制度を平成２８年４月より運用するなど、広島県部会会員として活用を拡大いただいても対応できることを踏まえ、公共事業の円滑かつ計画的な事業執行にとって「費用負担の説明」の業務は重要であるとご理解いただき、事後調査算定業務においては「費用負担の説明」の計上を重ねてお願いいたします。

（４）一般補償など業務（分割）発注について

一般補償（注：測量業務に付帯工作物を含むケースなど）、工損調査業務では、少なからず建設コンサルタント業務、測量業務又は建設工事に含め一括発注されることがあります。

このことにつきましては、可能な限り補償コンサルタント登録規程に関する各部門登録を考慮した上で、「分割発注」していただけるよう重ねての要望となりますが、よろしくお願いいたします。

〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答

（２）仕様書の業務内訳表（設計図書）について

昨年度、用地調査等業務委託において、「作業計画の策定」、「現地踏査」等の未計上が散見されるとのご指摘を受け、用地職員に対しては、事務所ごとに改めて研修を行い、周知徹底したところです。

しかしながら、工損調査業務においても同様の計上漏れ等があるとのご指摘を踏まえ、今後、工損調査業務における適正な仕様書の作成について、各発注事業課へ周知徹底を図ることとします。

（３）費用負担説明業務について

費用負担説明業務については、本県の場合、補償説明業務と同様に、説明責任の明確化の観点等から原則として職員が行うこととし、非木造建物等の補償を含む複雑かつ専門的な補償案件に関する説明について専門的知識を備えた者が直接行うことを権利者から要求され、かつ、それに応じることが妥当と認められる場合等の真に必要な場合に限り、委託することができるものとしています。

しかしながら、今後の用地補償業務の改善検討の中で、費用負担説明業務の委託についても検討していくことを考えています。

（４）一般補償など業務（分割）発注について

補償業務の分割発注については、従前より、主に建物等物件調査において行っているところですが、今後も、引き続き、「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」に基づき、委託業務の適正な実施を確保するための遂行能力を重視するとともに、経済性及び効率性を考慮して、公正かつ厳正に行っていきます。

〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

（５）精度監理業務など支援業務の発注について

過年度に広島県からの「精度監理業務」が発注され、広島県部会としても『精度監理業務』では広島県部会会員が一丸となり対応させていただき、様々な事案での計画的な執行に資することが出来たのではないかと考えております。

また、平成３０年７月豪雨災害に関する災害関連事業に伴う業務発注をいただきましたことありがとうございました。

広島県部会として今後も対応できるよう努めていく所存でございますので、さらなる業務発注をよろしくお願いいたします。



〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答

（５）精度監理業務など支援業務の発注について

精度監理業務など支援業務の発注については、過去の実施結果を踏まえ、今後、活用方法等ついて検討していくことを考えています。



〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

Ⅱ．補償コンサルタント業務に従事する人材確保、育成等に係る対応について

広島県部会では、品確法の基本理念の一つである「持続可能な担い手の確保・育成」が業者責務であり、さらに、発注者からの様々な業務に対し会員が的確に応えられるため研修会及び講習会を開催し、各会員においても常日頃から専門知識・技術力の習得、向上のための研鑽を行い、現在及び将来にわたる補償業務における品質の確保に資するよう努めております。

前記Ⅰ.のとおり補償業務の発注量減少もあって、補償コンサルタントでの補償業務に携わる者の不足、特に若年層の不足感は増しており、継続的な技術者の育成と人材の確保が喫緊の課題となっております。

補償は人が相手であることから生産性が極めて困難な業務であり、円滑な公共用地取得にとって補償業務に従事する者の不足に対する改善は、官民挙げて取り組むべき課題と考えており、今後につながる持続可能な担い手を育成するためにも広島県における「継続的な業務量の確保」及び「業務領域の拡大」をしていただき、これからも広島県部会会員の一層の活用をよろしくお願いいたします。

このような実情を踏まえ中国支部とともに、次のことについて要望いたします。

（1）補償コンサルタント業務に従事する人材確保について

用地補償業務は前述のとおり「人が相手」であることから生産性が極めて厳しいものと考えられています。

また、優秀な人材確保と育成にとって適切な給与水準の確保や働き方改革にある長時間労働の是正・業務の効率化、さらに女性も活躍できる職場環境の構築も必要となります。

そのためには、経営環境の改善と中長期的な担い手の確保が必要となることから、安定した社会資本整備の実施と継続的な業務量の確保が不可欠となりますので、公共事業予算の確保など引き続きよろしくお願いいたします。

〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答



（１）補償コンサルタント業務に従事する人材確保について

用地補償業務においては、補償コンサルタント業務に従事される方々の重要性が非常に大きいため、今後も、引き続き、公共事業予算の継続的な確保について努めていきたいと考えています。

〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

（２）人材育成等の対応について

広島県では『用地補償業務』に従事される職員などに必要となる技術の承継を目的とした研修を本庁又は各職場での実施により幅広く視野を持った用地職員（専門家）としての育成に努められております。

広島県部会会員では、これからの補償業務を支える若い『補償業務』に携われる者の確保は喫緊の課題となっております。
※この課題には上記（1）によることを要望します。

また、若く『補償業務』に携われる者を確保できた場合は、その者の育成を図ることとともに、既に従事している者を優秀な人材として育成することが会社を技術集団とするために必要であると認識し、幅広い視野を持つ見識ある専門家の育成のため広島県部会では『実務研修』を実施し、各会社での職域でも日常的に研修を開催しております。

例えば、一昨年、公共事業による建物の移転では利用形態等に応じた補償が必要となる石綿（アスベスト）障害予防規則等の社会変革にも対応でき得る『幅広い視野を持つ見識ある専門家』の育成にあたらせていただき、実務研修を開催し広島県・岡山県（倉敷市）の参加をいただきました。
また、石綿含有塗材に係る試料採取、補修及び検体分析については、現地研修を別途開催し、広島県用地職員の方に多数参加いただきました。

用地補償職員を含む「補償業務」に携わる者を育成するということは、同じ業務を通じ広島県にとっても広島県部会会員にとっても共通した課題であると理解しております。

このことから実務研修、それ以外にも実務者レベルでの広島県（土木建築局用地課）との情報交換などが実施できれば、共通した課題の検証と、その対応等について一定の方向性を共有することができ、さらなる高品質な成果の提供につなげられるとご理解いただき、 昨年と同様な実務研修への参加と情報交換の開催をよろしくお願いいたします。

〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答

（２）人材育成等の対応について

用地補償業務における人材育成については、本県においても喫緊の課題であるため、各種研修を通して職員の資質向上に努めているところです。

したがって、貴部会の実務研修につきましても、可能であれば参加させていただきたいと考えています。

また、貴部会との実務者レベルでの情報交換についても、共通の課題が生じた場合などに適宜行いたいと考えています。



〈広島県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会広島県部会の要望

Ⅲ．用地調査業務に係る対応等について

（１）移転建物等に関する石綿含有建材について

移転建物等に係る取りこわし工事費、切取工事費、解体工事費及び曳家工事費のうち、石綿含有建材に係るものの調査算定について「石綿調査算定要領の解説」を制定され、「石綿調査算定要領」が一部改正されました。

改正に伴い「石綿調査表」では、石綿含有吹付け材（レベル１）及び石綿含有保温材等（レベル２）について目視、既存図の確認、施工業者等への対象石綿の使用の有無の聞き取り等調査の結果「石綿使用の可能性あり、または不明」と判定した場合、建物等の所有者の協力を得て分析調査を実施し対象石綿の有無を特定するものとされております。

実務にあたり移転建物等（一般住家と大規模建築物）に係る石綿含有建材における国等との調整経過や情報などありましたらご教示ください。
また、石綿調査表の作成に係る補償コンサルタント協会の位置づけについても併せてご教示ください。

（２）プレハブ建物等について

用地調査等共通仕様書第４条の表１建物区分に掲げる木造建物〔Ⅲ〕に区分されるツーバイフォー工法若しくはプレハブ工法により建築された建物、又は非木造建物〔Ⅱ〕に区分されるプレハブ工法により建築された建物（以下「プレハブ建物等」という。）の推定再建築費及び取りこわし工事費等の積算に必要な見積もりを建築会社等から徴する場合の見積もり依頼要領が定められており、実務でも専門メーカー等から見積もりを徴収しております。

あらためまして、プレハブ建物等に関する統計値化、あるいは「軽量鉄骨造」であれば、現行の非木造建物の統計値の摘要など国等との調整経緯及び情報などありましたらご教示ください。

〈広島県〉

広島県土木建築局用地課の回答

Ⅲ．用地調査業務に係る対応等について

（１）移転建物等に関する石綿含有建材について

建物等に関する石綿含有建材については、現在、用地対策連絡会全国協議会において、近年の石綿含有建物解体に関する規制強化に伴う各種取り扱い等について検討されていると聞いていますので、今後、新たな情報が入りましたら、情報共有させていただきます。

また、石綿調査表の作成については、従前と同様に、貴協会会員に対して、建物等物件調査の中で業務発注しますので、引き続き、御協力をお願いします。

（２）プレハブ建物等について

プレハブ建物等については、現在、国土交通省において、統計による単価等を採用し、建物調査算定方法を合理化することを検討されていると聞いていますので、今後、新たな情報が入りましたら、情報共有させていただきます。

〈山口県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会山口県部会の要望

１　指名発注等、業者選定、契約等について

今後も山口県内業者による指名競争入札の継続的な実施と併せて指名業者の選定にあたり補償コンサルタント登録部門を有する山口県部会会員を全県的に委託業務費にかかわらず一層の活用をお願いいたします。

２　補償業務等について

（１）補償説明業務の発注

事業損失事後調査において「費用負担の説明」業務は発注をいただいているところですが建物等調査算定業務における補償説明業務を発注されるケースは少ないと思われます。

「概況ヒアリング」「説明資料の作成等」「補償説明」の業務を積極的に発注いただきますようお願いいたします。



〈山口県〉

山口県土木建築部監理課用地補償班の回答

１　指名発注等、業者選定、契約等について

補償コンサルタント業務については、県内コンサルタントへの発注を原則としており、業務内容の特殊性等の理由により県外コンサルタントへの発注を行う際は、本庁部長の承認を要することとしています。

また、指名競争入札参加者の選定に関しては、山口県建設工事等指名競争入札参加者指名基準により選定基準を定めており、特殊業務における業者選定にあたっては、国の補償コンサルタント登録規程に基づく登録部門を参考としているところです。

２　補償業務等について

（１）補償説明業務の発注

補償説明業務においては、第三者たるコンサルタントを活用することが効果的であると考えられることから、活用については発注機関である出先土木建築事務所へ周知しており、過去には発注実績もあります。引き続き、補償説明業務を含め、専門知識を有する貴団体等コンサルタントの活用について周知することとします。



〈山口県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会山口県部会の要望

（２）借家人補償における標準家賃の設定

借家人補償の標準家賃を算出するにあたり、周辺に同種・同規模の家賃事例がない場合、範囲を拡大して家賃事例を選定しています。そのため現在の利便性とは異なる場所での家賃事例となるケースがあります。また受注者側の家賃事例の探し方、どの物件を家賃事例とするかによって標準家賃の算出にバラツキがあるように思われます。

受注者側の家賃事例の選定に左右されないように地域性、利便性等を踏まえた標準家賃の設定をご検討いただきますようお願いいたします。

（３）見積書の原本の取り扱いについて

建物等の補償金の算定にあたり見積書を徴取する際、電子データのみの提出とする業者が多く見受けられます。しかしながら、この場合も、発注機関において、紙に押印した見積書を原本として成果物に添付することを求める場合がございます。

改めて紙の見積書を請求し、時間と労力を費やすこととなり、工期にも影響を及ぼしています。

昨今の事務のデジタル化が進展する中、紙媒体の電子化、押印の廃止（電子署名）などあらゆる書類に関してデジタル文書が通用するようになってきております。

業者が電子データのみの見積書を提出した場合、当該データ又はそれを紙に出力したものを添付することで成果物として認めていただきますようお願いいたします。

〈山口県〉

山口県土木建築部監理課用地補償班の回答

（２）借家人補償における標準家賃の設定

借家人補償調査算定要領では、従前の建物に照応する建物の新規賃貸事例は原則、５ 件程度収集することになっています。ただし、照応する建物の新規賃貸事例がない場合等は不動産鑑定業者の意見により標準家賃を設定することになっています。

賃貸事例を収集する地域の範囲は、行政区域や土地評価上の地域の範囲を考慮した上で事例の範囲を設定するものですが、建物の新規賃貸事例がない場合は、不動産鑑定業者の意見により標準家賃を認定できるものとしています。

山口県全体に標準家賃を設定することは、行政区域や地域の実情が様々であることから、一律に単価を設定できるものではないと考えており 、標準家賃設定は行わない考えです。

（３）見積書の原本の取り扱いについて

以前は、見積書を徴取する際、原本性を確認するという意味で見積書作成業者の社印や担当者印を押印した紙での見積書を原本として提出を求めることが一般的でした。

山口県で はデジタル化に向けた取組を県全体で行っているところであり、土木建築部においては、令和４年９月より参考見積に係る全ての書類において押印は不要としているところです。

業務委託の成果品が電子データで指定されている時は、電子データとして紙での提出時は、押印不要の成果物で支障ないと考えております。

〈山口県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会山口県部会の要望

３　適正工期及び納期の平準化について

発注者側の成果品の精査及び精査を受けての受注者側の修正等、時間を要することが多々あります。成果物の品質確保及び向上を図るため、無理のない適正工期の設定と一定の時期に集中しないような納期の平準化をお願いいたします。



〈山口県〉

山口県土木建築部監理課用地補償班の回答

３　適正工期及び納期の平準化について

業務の発注にあたっては、業務内容の十分な精査等を行うとともに、円滑な業務の実施が可能な状況での発注を行うよう、引き続き出先発注機関に周知することとします。



〈鳥取県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会鳥取県部会の要望

補償コンサルタント業の育成強化につきましては、平素から格別のご指導、ご鞭撻を賜り、お陰を持ちまして、補償コンサルタントの社会的認識も高まり、会員一同感謝に堪えないところでございます。

私ども会員一同は、益々複雑多様化している補償業務に対しまして、地域性を活かし、研修等を積極的かつ継続的に開催し、技術力、資質向上に努めて参りますので、より一層のご理解とご支援をお願いいたすとともに、業界の健全な発展を期するために、直面する次の事項について、格別のご配慮を賜りたくご要望申し上げます。

１．【用地室】技術レベルの研修会及び意見交換会開催について

技術向上を目的に継続して開催いたしますので、ご協力をお願いします。

２．【建設業・入札制度室】入札制度改正においての意見交換会開催について

総合評価入札制度の導入（試行）に伴い、早い時期の検証と意見交換会開催をお願いします。

〈鳥取県〉

鳥取県県土整備部の回答



１．【用地室】技術レベルの研修会及び意見交換会開催について

今後も引き続き、技術レベルの研修会及び意見交換会への協力を行います。

過去には、貴部会からの開催要望（平成 30 年度）を受け、研修会を実施
（令和元年１２月）

＜参考＞　研修名：　「補償業務の円滑な進め方」
（公益財団法人鳥取県建設技術センターへ委託）
受講対象者：　県・市町村・補償コンサルタントの新人及び若手職員

２．【建設業・入札制度室】入札制度改正においての意見交換会開催について

本実施を開始した４月から９月末までの半年間の状況報告を行う予定です。

〈鳥取県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会鳥取県部会の要望

３．【用地室】用地・補償業務において部門別の補償業務管理士の活用について

現在の６部門を８部門に変更をお願いします。

４．【用地室】 複合業務について

発注件数を増やすためにも分離発注をお願いします。

① 複合部門の補償業務を部門別に発注していただきたい。

② 建設コンサルタント業務等と補償コンサルタント業務が複合する業務は業務別に発注していただきたい。



〈鳥取県〉

鳥取県県土整備部の回答

３．【用地室】用地・補償業務において部門別の補償業務管理士の活用について

補償関係コンサルタント業務は、一定の基準に基づき調査・損失補償額の算定を行う専門的な業務であるため、同業務の入札は補償業務管理士又は補償業務管理者を保有することを要件としています。

平成３１年 4 月に共通仕様書を改定し、４部門から６部門に細分化しましたが、「機械工作物部門」及び「営業補償・特殊補償部門」（以下「両部門」という。）は有資格者数が少なかったため、両部門は一つにまとめました。

令和３年９月２１日現在、平成 29 年度及び昨年度と比較して有資格者数はほぼ横ばいであり、現時点での両部門の分離を行う予定はありません。

今後、有資格者数等の状況に応じて、部門の細分化について検討します。

なお、「総合補償部門」は各用地課が行う業務と重複し、かつ、有資格者数もわずかなため、同部門の発注の予定はありません。

４．【用地室】 複合業務について

① 補償業務については、補償額算定に時間を要する大型物件（特に街路事業）が存する場合は分離発注を行っていますが、分離発注により、業務ごとに事業者が異なることで地権者にとって負担増となり、それに伴い不信感が増し、ひいては用地交渉に悪影響が懸念される等から、同一敷地などで用地測量と補償を行う場合は一括発注で行っているケースが多くなります。

分離発注が適当な業務については、引き続き分離発注に努めるよう周知を図ります。

② 建設コンサルタント業務等（測量、設計、地質調査）と補償コンサルタント業務については、業務内容の関連性や継続性、予算、工期及び地元関係者の負担や効率性等を考慮した上で発注する必要があります。これらを踏まえ、分離発注が適当な業務については、引き続き分離発注に努めるよう周知を図ります。

〈鳥取県部会〉

（一社）日本補償コンサルタント協会鳥取県部会の要望

５．【用地室】資格要件について

①　事業損失部門において水準測量等が義務付けられておりますが、共通仕様書に基づき主任技術者と現場代理人は測量士の資格を有することとなっているが、照査は対象から外れています。
品質確保の観点から照査も測量士の資格要件を明記していただきたい。

②　３００万円以上の事業損失の業務においては測量の資格要件を３名以上ではなく、A級の要件として測量士４名以上としていただきたい。

③　現在A級要件の補償業務において照査はいずれかの部門を有することとなっているが、品質確保の観点から現在の入札制度において、簡便型総合評価入札は難易度または数量規模が上がるため照査も主任担当者と同様に特定資格としていただきたい。

６．【用地室】発注について

事業損失（事後調査）業務において昨今様々な地区が一括りにされて発注されておりますが、地権者との調整、他社履行成果品の再チェック、工期が短いなど非常に労力を費やすこととなります。
予算の観点からも一括発注にした方が業務上は管理しやすいことは理解しますが、極力地区ごとの発注をお願いします。



〈鳥取県〉

鳥取県県土整備部の回答

５．【用地室】資格要件について

①　「事業損失部門」の業務内容を考慮し、今後資格要件明記の検討を行います。

②　３００万円以上の事業損失業務における適正な配置要件を検討します。

③　簡便型総合評価入札における適正な配置要件を検討します。

６．【用地室】発注について

事業損失（事後調査）については、業務内容の関連性や継続性、工期及び地権者との調整や効率性等を考慮した上で適切に発注します。



SEIBU

信頼される技術をめざす ――

［工損図面センター］

事前調査の手書の野帳から CAD 図面を作成するサービスを行っています。



■補償　建物・立木・機械工作物等物件調査及び算定
営業補償調査及び算定、事業損失及び算定
事業認定、補償説明業務

■測量　地形、路線、深浅、用地、送電線
流量調査、GNSS、3Dスキャナー

■地質　地表調査、地質土質調査及び解析
各種ボーリング、物理探査、孔内試験

■環境　騒音、振動、水質、底質、植生、現況調査
予測（アセスメント）

■設計　道路、河川、砂防、下水、都市計画
橋梁、造成、地中埋設化街路

■申請　開発許可等許認可申請、埋立許可
保安林解除

西部技術コンサルタント株式会社　http://www.seibuct.co.jp

代表取締役社長　清水　英二　　代表取締役専務　小馬　弘至

本　社　岡山市北区問屋町6番地101　〒700-0977
TEL：086(246)5666　FAX：086(246)5670
支　社　広島・倉敷・津山・瀬戸内・鳥取



努力を惜しまず人と和し
調和ある生活環境を設計する
建設コンサルタント

株式会社
なんば技研
代表取締役　難波　龍也

補償コンサルタント業　登録部門
土地調査／物件／事業損失／営業補償・特殊補償／補償関連

本社　〒710-0251　岡山県倉敷市玉島長尾 214 番地の 1
TEL:086-526-8382　FAX:086-525-5683　URL: https://nanba.co.jp/
岡山支社・津山支社・奈良支社・井原営業所

〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

要　望　書

補償コンサルタント業の育成強化につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会中国支部は、本部・支部・各県部会と連携し、公共事業の一翼を担う補償コンサルタントの中心的存在として、起業者のご要望に応えるべく会員の資質の向上、綱紀の保持、適確公正な成果物の確保、執行体制の整備等に努めてきたところでございます。

また、全国各地で頻発する災害、とりわけ平成３０年７月の西日本豪雨災害への対応などにつきましては、協会を挙げて対応してきたところです。

政府は、昨年度から『防災・減災、国土強靭化のための５ヶ年加速化対策年度』と位置付け、さまざまな事業が始動しており、用地補償業務の事業量が増大することへの期待も高まるところです。

しかし、一昨年からの新型コロナウィルス感染症拡大の影響や中国地方における新規事業の減少などにより、我々補償コンサルタント業界の環境は厳しい状況が続いており、計画的な職員の採用や担い手育成にも支障が出ています。

今後においても協会の責務の重大性を認識し、起業者の期待に応えられる補償業務の担い手として、より一層の研鑽と努力を重ねてまいる所存でございます。業界の健全な発展と育成に期する観点から、次の事項につきまして特段のご配慮、ご指導を賜りたく、当支部会員一同より、ここにご要望申しあげます。

令和 ４ 年 １２ 月 ７ 日

一般社団法人　日本補償コンサルタント協会

中国支部長　岸　　本　　浩

〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

１．技術者の育成と専門知識の向上について

補償コンサルタント業界の経営環境を改善し、継続的な技術者の育成と人材の確保が、業界全体の課題となっています。

円滑な公共用地取得のためには、技術者の育成と最新の専門情報の提供が重要となりますので問題解決のため、以下の項目について要望いたします。

（１）安定的な事業量の確保

当協会は、担い手の育成・確保のために、給与の引き上げ、長時間労働の是正、作業の軽減、そして女性が活躍できる魅力ある職場環境の構築を目指しておりますが、業務量など先行き不透明な点もあり、大変厳しい状況にあります。

また、東日本大震災、熊本地震をはじめとして、平成３０年７月の豪雨など近年の自然災害の多発によって社会資本整備の重要性が問われており、防災・減災、国土強靭化のための５ヶ年加速化対策に加え、令和４年度予算における重点化が実施されています。

つきましては、安定的な公共事業予算、とりわけ補償業務発注予算の確保・増額を引き続きよろしくお願いいたします。



〈中国地方整備局〉

中 国 地 方 整 備 局 の 回 答

１．技術者の育成と専門知識の向上について

（１）安定的な事業量の確保

令和４年度の中国地方整備局当初予算の概要でございますが、約５，１７３億円（対前年度比１．０５倍）を確保し、河川関係では、水災害（みずさいがい）の頻発化・激甚化を踏まえ、防災・減災が主流となる安全・安心な社会を実現するため、事前防災対策を計画的に実施するとともに、水災害リスクを踏まえたまちづくり等の流域治水関連法を活用した取り組みを進めることとしています。

また、道路関係では、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、物流ネットワークなどの基幹ネットワークの整備を図るため、大きなストック効果の発現が見込まれる道路整備に重点投資するなど、計画的な事業実施に引き続き取り組むこととしております。

今後とも必要な公共事業予算を安定的かつ持続的に確保するよう努めて参ります。



〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

（２）協会主催の研修､講習会等への講師の派遣

当協会が行っている研修、講習会等の実施に当たっては中国地区用地対策連絡会（以下「用対連」という。）をはじめとする関係機関の職員の皆様を講師として派遣いただき、大変感謝しているところです。今後とも、起業者の期待に応えるべく、会員の専門的知識・技術力の向上を図り、人材育成のための研修や講習等を積極的に実施する予定ですので、引き続きよろしくご指導ご協力をお願いいたします。

（３）情報の提供と関係機関への周知

実務と密接に関係する基準改正や事務取扱規程の改正、あるいは補償金算定標準書の発行に際しての説明会の実施など、タイムリーな情報提供につきましては、成果物の品質向上に大きく寄与しますので、引き続きご指導・ご協力をお願いいたします。

さらに、用対連加盟の各起業者（発注者）など関係機関等へ情報の周知徹底をお願いします。



〈中国地方整備局〉

中 国 地 方 整 備 局 の 回 答

（２）協会主催の研修､講習会等への講師の派遣

貴協会におかれましては、研修会等を積極的に開催され、時代の要請に即した人材育成に取り組まれ、日々研鑽を積まれていることは十分認識しております。研修会等への講師派遣等につきましては、引き続き可能な限り協力させていただきたいと考えております。

また、私どもが主催する研修会・講演会等で参加可能なものがあれば、貴協会に情報提供させていただきます。

（３）情報の提供と関係機関への周知

公共事業に係る用地補償については、公共事業の種類や実施する起業者の別に関わらず、常に適正かつ公平を保ったものでなければなりません。今後とも、基準等の改正があった場合には、説明会等を開催させていただきます。

また、中国地区用対連においては、補償基準や補償算定等の統一的な運用が図られるよう、情報の提供を行うとともに、各種研修等を実施し、情報の共有化を行っているところです。



〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

２．業務における入札・契約制度および発注歩掛等について

公共事業の円滑な推進のためには、適正な補償と計画的な公共用地取得が必 要不可欠となります。当業界へ新たな担い手を採用し、職場環境を改善していくためには発注者側のご理解と技術者のさらなる評価が重要となり、ひいては成果物の品質確保に繋がることと考えます。

働き方改革への取り組みなど業務環境の整備が、当業界の喫緊の課題となっています。

成果物の品質確保とその向上を図るため、以下の項目について要望いたします。

（１）適正工期、納期の平準化、長時間労働の是正、有給休暇等取得に対する発注者側の理解と配慮

一部の業務に見受けられる無理な工期設定や、一定の時期に集中する納期設定は、品質の低下を招くのみならず長時間労働につながり、補償コンサルタント業務に従事する技術者の業務環境の悪化を招いています。また、ノー残業デーの設定や子育て支援等ワーク・ライフ・バランスは社会の要請であり、業務環境の改善は人材確保の大きな要因です。

これらの課題解決のため、的確な事業の工程管理並びに国債及び翌債の活用により、適正工期の設定と納期の平準化をお願いいたします。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、業務に係る検査、打合せ等の実施にあたっては、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、可能な限りＷＥＢを活用されるとともに、地権者対応等において思わぬ工程計画上の支障等が生じた場合においては、工期延長等の弾力的な対応をお願いいたします。

なお、用地業務の合理化・迅速化に向けた検討が進められているものと承知しておりますが、当協会の会員企業の多くが中小企業もしくは零細企業ですので、今後、業務仕様の改訂等の検討が進められるにあたっては、このような実情も斟酌いただくとともに、可能な範囲で、適時の情報の提供をお願いいたします。

〈中国地方整備局〉

中 国 地 方 整 備 局 の 回 答

２．業務における入札・契約制度および発注歩掛等について

（１）適正工期、納期の平準化、長時間労働の是正、有給休暇等取得に対する発注者側の理解と配慮

用地関係業務の履行期間は、用地調査等業務費積算基準等において、履行期間の算定方法が定められており、従事する技術者の必要内外業日数、不稼働日（土曜・日曜の休日、祝日、その他の特殊条件等）、発注する業務の内容等を考慮の上、適正な工期の設定を行うこととしており、また、必要に応じて国債及び翌債も活用し、平準化に努めているところです。

また、納期については可能な範囲において、一定の時期に集中することのないよう、早期に着手できるものについては、納期を工夫するなどの取り組みを行っております。

現在、政府全体の取り組みとして「働き方改革」を推進しており、建設分野についても、週休二日の定着に向けた取り組みなどを行っているところであり、補償コンサルタント業についても、これらの動きを注視しながら、コロナ禍における業務の効率化と併せて、ワーク・ライフ・バランスをどのように業務に盛り込んで行くのかなど、業界の課題等について貴協会と一緒に考えて参りたいと思います。

〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

（２）起業者による地元説明について

業務の履行については地元地権者の合意と協力が不可欠でありますが、事業の説明や地元調整がなされておらず、業務契約後においてもなお地元に入れないという事態があります。

起業者による事前の地元説明をお願いするとともに、業務着手ができない可能性がある場合は、入札の際に現場説明書等への記載を徹底することと、このことによる工期への影響が生じる場合は、工期の変更等をお願いします。

（３）発注歩掛の継続的見直し

発注歩掛については､国土交通省において用地調査等の業務ごとに所要時間の実態調査が実施され、順次業務歩掛の改訂が行われているところであります。

業務歩掛の改訂につきましては､今後とも継続的に見直しが図られますようお願いします。

（４）技術者単価と低入札価格調査基準価格の更なる引き上げ

令和３年度補正予算による措置も含めた防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策に加え、令和４年度予算における重点化が実施されるなか、これまでの公共事業の減少や受注競争の激化で弱体化した企業体質から脱却し、経営環境の一層の改善及び技術者の賃金水準の向上のために、平成２５年度以降改善されつつあります技術者単価の更なる引き上げをお願いいたします。

また、品質の低下を招く過度な価格競争を防ぎ、経営環境の安定を図るためにも、低入札価格調査基準の設定範囲において工事と業務で１０ポイント以上の開きがある現状を踏まえて、設定範囲の引上げをお願いするとともに、少なくとも平成２９年度以降、補償コンサルタント業務のみが据え置きとなっております低入札価格調査基準における一般管理費等の算入率の引き上げをお願いいたします。

〈中国地方整備局〉

中 国 地 方 整 備 局 の 回 答

（２）起業者による地元説明について

現場への立ち入りなどの作業条件については、現場説明追加事項に記載するよう管内事務所に対し適切な手続きを促しているところでありますが、ご指摘を踏まえ、再度、管内事務所へ周知・徹底してまいります。なお、適切な工期設定については、要望書２．（１）「適正工期、納期の平準化、長時間労働の是正、有給休暇等取得に対する発注者側の理解と配慮」での回答のとおりであり、引き続き、適切な工期設定に努めてまいります。

（３）発注歩掛の継続的見直し

用地関係業務の歩掛調査につきましては、所要時間等調査及びヒアリングの実施にご協力を賜りありがとうございます。本省公共用地室からは、これまでの調査結果に基づき、本年度は、「総合技術業務、用地調査等業務のうち補償説明、地盤変動影響調査（費用負担説明）」について業務歩掛の改訂を予定しているところと聞いております。

平成２５年度から始まりました歩掛調査も一巡しておりますが、来年度以降も本年度同様、実態に即した発注歩掛とすべく調査を継続して行くこと、また、調査結果を踏まえた既存の歩掛の検証や、用地関係業務におけるＤＸの推進等も踏まえながら、必要に応じて業務歩掛の改訂を進めて行く予定であることを聞いております。

つきまして、既存及び新設の歩掛検証の適正な実施については、正確な調査表作成が極めて重要でありますので、貴協会におかれましては、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

（４）技術者単価と低入札価格調査基準価格の更なる引き上げ

技術者単価につきましては、毎年、国土交通省大臣官房技術調査課が公表している設計業務等委託技術者単価を使用しております。同単価は、設計業務等技術者給与実態調査に基づき決定されており、平成２６年度から毎年増額しているところでございます。

また、低入札価格調査基準の設定範囲及び一般管理費の率については、本省において企業経費実態の調査を行うなど、新たな比率の改正の要否も含め、検討がなされるものと聞いております。

ご要望の主旨については、関係部署に伝えて参りたいと考えております。

〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

（５）受注者・発注者間での業務指示内容の文書確認と精算変更について

業務指示等協議内容は全て文書にまとめ、双方で内容の確認をすることが必要と考えます。また当初業務にはない追加で指示された業務については精算の対象としていただくようお願いします。例えば当初業務に計上されていない移転工法の追加検討、補償方針の変更に伴う再算定、再算定業務における過年度成果の点検業務など追加が生じた場合は、業務費に追加して精算されますようお願いします。

（６）実施箇所が多数でそれぞれが遠隔地の業務について

中国地方整備局の事務所におかれましては、「管内〇〇業務」等の名称で、一括概数発注的な手法での発注されることがありますが、その場合、その対象数量を合計のうえ業務費を計上しても、実際の作業実施にあたっては、業務実施箇所が離れている場合は、当初の業務積算とは乖離した現場管理となることから、ロスが発生し、結果として実際の業務経費が増大しています。

業務の積算については、現場の実態に見合った算定となるよう何らかの対応策・改善策のご検討をお願いします。

（７）用地調査業務における伐採費について

用地調査等業務においては、土地境界立会、土地境界測量の作業項目には現在、伐採費用は積算計上されておりません。しかしながら、現状は山林や元農地などほとんど管理がなされていない土地が多く、草木が繁茂し土地境界の形状が非常に分かりづらく、作業に先立ち伐採を行うことが必須となる場合も多くあります。

中山間地などでは地権者の高齢化とともに、山林や元農地は非常に荒廃している現状をご理解いただき、路線測量と同様に伐採費用を業務費に計上いただきますようお願いします。

〈中国地方整備局〉

中 国 地 方 整 備 局 の 回 答

（５）受注者・発注者間での業務指示内容の文書確認と精算変更について

中国地方整備局における用地関係業務については、監督職員が受注者に対して行う業務の遂行上必要となる事項の指示及び指示事項等に疑義が生じた場合の協議等は、双方で内容の確認ができるよう、共通仕様書等において、原則、書面により行うこととされているところです。

ご要望の主旨につきましては、管内事務所に対し適切な手続きを促して参ります。

（６）実施箇所が多数でそれぞれが遠隔地の業務について

「管内〇〇業務」等の発注ロットについては、各事務所において事業計画等に基づき、計画的・効率的な業務発注に努めているところですが、より適切な業務発注となるよう、引き続き指導して参ります。

（７）用地調査業務における伐採費について

ご要望の主旨につきましては、機会を捉えて、企画部技術管理課及び国土交通省大臣官房技術調査課に伝えてまいりたいと考えております。

〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

（８）用地補償業務の合理化とＤＸを利用した迅速化について

用地補償業務に関しては、適正かつ公正な補償が大前提となりますが、地権者に対する説明としても必要十分な根拠資料が必要となるため、現地での調査は緻密に行う必要があります。

その半面、煩雑と思われる事務については簡素化等見直しが必要であり、アウトソーシングとＤＸの併用等による合理化を考えるべきと思います。

ＤＸはデジタル技術による革新的な変化を意味することであり、各種基準や手続き規定についても根本的に見直すことが必要ではないでしょうか。

さしずめ業務に係る打合せや検査をＷＥＢ会議で行うことは、すぐにでも実施可能と考えられます。

最近では、３Ｄレーザー、各種ドローン、携帯タブレットなどの最新機材が市販されておりますので、補償基準の条文ごとに、どのような利用が可能か検討いただきますようよろしくお願いいたします。

（９）補償コンサルタント業務における補償コンサルタントＣＰＤの活用

近年、国土交通省地方整備局等の発注業務の一部で、入札段階における技術者評価に際し、ＣＰＤ協議会が発行する学習履歴証明書による年間取得実績（ＣＰＤポイント）を評価項目に加えるケースが増加しており、地方公共団体へも拡大する傾向にあります。

補償コンサルタント業務に従事する技術者の更なる能力アップと活性化のためにも、補償コンサルタントＣＰＤを評価項目としていただきたくお願いいたします。

〈中国地方整備局〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

（８）用地補償業務の合理化とＤＸを利用した迅速化について

現在、中国地整では、「第５次社会資本整備重点計画（Ｒ３．５．２８閣議決定）に基づく中国ブロックにおける社会資本整備重点計画」の重点目標の一つでもあるインフラ分野のＤＸ について、社会経済状況の変化に対応した社会資本整備や公共サービスを提供するとともに、建設現場の生産性向上を図りつつ、整備局職員を含めた建設業界の働き方改革を実現することを目指し、各種取り組みを実施しているところであります。

また、業務に係る打合せや検査のＷＥＢ化等につきましては、現在、新型コロナ感染拡大防止対策を契機に試行しておりますが、用地補償業務の合理化、効率化の観点からもＤＸ技術を活用した取り組みは必要であると考えております。

現在、中国地整における用地関係ＤＸに関しましては、第一歩目として用地境界立会のＤＸの検討を行っているところであり、今後も用地分野へのＤＸ推進を検討して行く予定です。

なお、今年度より公共用地室を中心に全国台で用地業務全体を通しての短期的・長期的なＤＸ推進の検討、及び各種の調査・算定等における導入可能な技術、使用機器等の検討を行っております。

（９）補償コンサルタント業務における補償コンサルタントＣＰＤの活用

ＣＰＤ制度については、国土交通省全体で推進している政策である技能人材の確保・育成に寄与するものと認識しております。

ご要望の主旨につきましては、貴協会の運用状況や他業種のＣＰＤ制度との連携状況を踏まえ、本省公共用地室及び他整備局とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

〈中国支部〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

３．協会員の一層の活用について

当協会は、本部、支部、各県部会で組織の連携を強化し、研修の拡充、情報の伝達等体制整備の充実により、更なる会員の資質向上を図っております。

期待される成果物作りに研鑽している当協会員の一層の活用をお願いいたします。

当協会におきましては、「一般社団法人日本補償コンサルタント協会倫理綱領」定め、機会がある毎に、守秘義務、補償業務に関する知識技能の研鑽につきまして会員に周知徹底を図っております。

研修につきましては、本部、支部及び都府県部会が地域等のニーズ等を踏まえて種々の研修を実施し、時代の要請に即した人材を育成し、起業者の皆様の信頼と期待に応えることができるように努めております。

平成２８年度から必要な技術力と資質の維持・向上を図ることを目的に、補償コンルタントＣＰＤ制度の運用を開始しました。

また、各地区用地対策連絡（協議）会等のご支援をいただきながら各種の補償実務研修などを実施するとともに、補償基準関係規程の改正時にも研修を開催するなどして会員に最新の補償関係情報を提供しているところであります。

このように、当協会におきましては、研修の実施、情報の共有等に重点を置いており、このため、本部、支部及び都府県部会が連携して研修テキスト、カリキュラム等の更なる見直しを行うなどして研修の充実を一層図り、起業者の皆様の期待に添う成果物の作成に協会を挙げて取り組んでおります。

さらに、平成３０年度からは、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関連して設置された土地政策推進連携協議会における協力団体の一員として、各地方整備局等の管轄区域ごとに行政機関等と連携をとりながら、協会会員とともに市町村に対する支援を進めているところですが、今後、新たに検討される支援策についても、積極的に対応する所存であります。

今後とも、当協会会員の一層の活用につきまして、よろしくお願いいたします。

〈中国地方整備局〉

（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部の要望

３．協会員の一層の活用について

貴協会で行われている研修会等の開催、時代の要請に即した人材育成など、業務成果品に対する品質向上への取り組みは、公共用地取得の公平・公正な業務執行に極めて意義あるところであり、加えて公共サービスの向上に寄与するところです。発注者として心から感謝申し上げます。

引き続き、技術力の維持・向上への取り組みを継続していただくとともに、情報管理やコンプライアンスの徹底等にもご尽力いただき、今後とも、よきパートナーとして、引き続きご協力賜りますよう重ねてお願いいたします。

また、中国地区土地政策推進連携協議会において、貴協会に参画いただいており、誠にありがとうございます。

先般、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部が改正され、利用の円滑化の促進、災害等の発生防止に向けた管理の適正化、所有者不明土地対策の推進体制の強化等が見込まれているところ、地域のコンサルタントの果たす役割は大きなものとなると思われます。貴協会におかれましては引き続きご協力をお願いします。



斐伊川放水路事業の思い出

株式会社古川コンサルタント
調査役　田 中　利 幸

中国地方整備局において約３０年以上の用地取得事務の中で印象に残っている斐伊川放水路事業について触れてみたいと思います。印象に残っていると書きましたが今から約３０年以上も前のことであり、記憶違いがあるかも知れないことをお詫びしながら書き進めたいと思います。

用地係長として出雲河川事務所に昭和の終わりに赴任しました。そこでは昭和の大蛇(おろち)退治と言われていた斐伊川・神戸川の抜本的な治水対策の一つである斐伊川(ひいかわ)放水路事業の用地取得が本格的に始まりかけていた時でした。

昭和の大蛇退治とは、稲田姫(いなたひめ)（水田）を八つの頭を持つ八岐大蛇(やまたのおろち)（洪水を繰り返す斐伊川）から須佐之男命(すさのおのみこと)が救ったという八岐大蛇退治の伝説に由来したものです。

斐伊川上流部では古来より「たたら製鉄」が盛んで、砂を川に流して砂鉄を採取する「鉄穴(かんな)流し」が行われていたことにより大量の砂が排出され、斐伊川下流部では「網状砂州」（資料１）の発達した全国でも有数の「砂河川」かつ「天井川」（資料２）となりました。

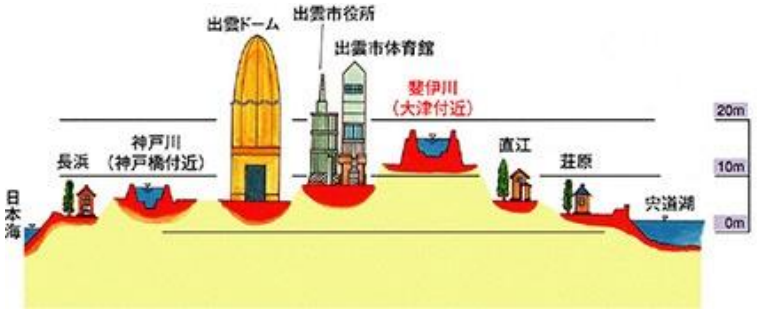
なお、現在では「鉄穴流し」は行われていません。

資料１



斐伊川本川の網状砂州の様子です。まるで、オロチのウロコ？

資料２



斐伊川放水路事業は斐伊川の洪水の一部を西側に位置する「神戸川（かんどがわ）」に分流するもので、新たに放水路を開削(L=4.1km)して神戸川に分流し、合流より下流は神戸川を拡幅(L=9.1km)する事業です。

斐伊川・神戸川の治水対策は、上流部でダムを建設し、中流部では放水路を建設し、下流部(松江市)において大橋川の改修を行うという、治水三点セットと言われるものです。

赴任した当時の斐伊川放水路事業は、開削部、拡幅部共に地元の対策同盟会が既に各地区に設立(２９団体)されており、主に神戸川下流部右岸の大社町地区と拡幅部上流右岸の塩冶（えんや）町地区において地元設計協議説明を行っていました。

設計協議は毎回深夜に及ぶものでしたが、島根県、出雲市の協力もあり、やがて地元協議会のご理解を得ることができ、用地測量調査を実施することになりました。土地価格協議は「土地価格交渉委員」を協議会から選出していただき、標準地価格や土地等級について協議を行いました。この協議も毎回深夜まで及びましたが、出雲市の仲立ちもありご理解を得ることができました。

出雲地方は、訪問すると必ずまず「お茶」(初手「お茶」と言われている将棋の棋士もいるようです)が供され、お茶を喫しながら雑談を交わすのが習わしですから本題に入るまでに時間を要します。従いまして、通常の個別の用地交渉では一日に訪問説明する件数がおのずと限られることになります。農地の権利者は各地区で約百名内外はおられましたから個別方式では一ヶ月以上も要することや、交渉の優先順序の解消を図るために、農地については協議会と相談し土曜日と日曜日に用地職員が集会所に朝から夕方まで一日詰めて説明する「集団調印」という方式で行うことでご理解を得ました。

当日は多くの権利者の方に集会所へ訪れていただきご理解をいただきました。

受付に１名、補償説明に３名(三卓)の４名で対応しましたが、一権利者の方に対して契約書の内容やその他の書面説明で３０分以上は要したと思いますから、早くから来所された方には随分とお待ちいただいた記憶があります。

改めて権利者の皆様方に御礼を申し上げたいと思います。

その後、各地区でも「集団調印」の方法でご理解を得ました。

用地国債による先行取得制度も活用していましたので各年度の用地取得費は数十億ありましたから、補償金の金融機関どうしでの預金獲得競争はもちろんのこと、支店間においても〇〇支店ではいくらだったから◎◎支店ではそれを上回るようにというノルマもあったようです。

因みに補償金の振込指定は新規開設の口座が多かったように記憶しています。

それから約１０年後の平成十年代初めに経理課長として勤務した時には、土地所有者不明として権利取得裁決申請による「裁決書」に基づく土地取得補償金の供託事務にも携わりましたが、供託書を法務局に申請したところ担当官はおもむろに電卓をたたいて、「土地補償金が土地所有者数で割り切れない裁決書はおかしい。よってこの裁決書による供託書は受理できない。」といきなり言われ、一瞬たじろぎましたが、土地価格は所有者数により左右されないことや、裁決書の効力などを１時間近く延々と説明し、やっと受理されたこともありました。同様の件での２回目の申請はすんなり受理されたと記憶しています。

また、工事入札では金額の桁を勘違いで記入され、その低入対応に苦慮した思い出もあります。

資料３



斐伊川放水路の全景です。
手前が斐伊川からの分流堰で、奥に見えるのが神戸川の流れ込む大社湾です。

なお、ＯＢとなってからは斐伊川放水路事業に伴う家屋損傷の事業損失について、補償説明業務も行いましたので、私にとって縁のある事業となりました。

斐伊川放水路は平成２５年に完成し、神戸川上流の志津見(しつみ)ダムは平成２３年に、斐伊川上流の尾原(おばら)ダムは平成２４年に完成しています。現在は下流部の大橋川改修事業を出雲河川事務所において鋭意進めておられます。事業の詳細などは出雲河川事務所のホームページをご覧いただければと思います。

また、斐伊川放水路事業記念館/出雲市もご覧いただければと思います。

https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1496383311943/index.html

添付資料の出典先は次のとおりです。

資料１・・斐伊川(本川)の特徴　　(出雲河川事務所)
https://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen/jimusho/jigyo/hikawa-tokucho/index.html

資料２・・流域の特徴　　(出雲河川事務所)
https://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen/shiryokan/tokucho/index.html

資料３・・ふれあい放水路(最終号)　(出雲河川事務所)
https://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen/chumoku/fureai/03/files/hureai208.pdf



『夢のち目標』

株式会社栗林設計

水谷　糸絵

小学校１年生の授業参観日『将来の夢』という作文を発表しました。その時の私の夢は『建築士になってお父さんと設計事務所を作ること』でした。

途中、部活（バレーボール）に夢中になったり、なかなか建築士の試験に合格しなかったり、諦めそうになりましたがその夢は３０歳の頃に叶えることが出来ました。

夢が叶ってしまうと、次に何を夢にしたらいいのかわからなくなりながらも母、たまに姉に手伝ってもらいながら、周りの方に助けていただきながら、父と頑張って事務所を軌道に乗せ１５年。　父の定年後に始めた事務所だったのでもう７６歳。父にそろそろ「引退するよ」と言われた時、ひとりで事務所を続けていくことの不安と父との事務所をなくしたくないという思いで悩んでしまいました。父と設計事務所をするということが夢であった私は自分ひとりで事務所をするというところまで考えられていなかったのです。

そんな時に現在お世話になっている栗林設計の方にお誘いをいただき、補償の仕事の話を聞きました。その時、直感ですが『この仕事がしたい』と思いました。

その後、話を聞くと父も私くらいの歳の頃に補償の仕事をしていたそうでそういえば、話を聞いたことがあるなぁ。と思い出し、私はどこまでも父の背中を追いかけているんだなあ…と感じました。

父との将来の夢は叶いました。『夢の先を考えておかないといけない』ということもわかりました。これからは夢ではなく、目標を立てひとつずつ達成し、父を追い抜くことですね。

昨年の４月に栗林設計に入社し、補償の仕事をさせていただいています。新しいことを覚えていくことにワクワクしたり、覚えられずに歳を感じたり、自分の知識の無さに情けなくなったりしながらも楽しくお仕事させていただいています。



両親お手製の事務所の看板（字は姉）

私の次の夢…いえ目標は、補償業務管理士の資格を取得することです。

定年まであと２０年。今は父だけでなく追いかけたい背中が増えました。私の人生は人との出会いやご縁に恵まれていると実感しています。そのことに感謝して、皆様の背中を目標に頑張ります！　　よろしくお願いいたします！

仕事とは関係がないのですが、今両親と住んでいる自宅を建て替えることも私の目標です。

自宅の目の前の公園には曽祖母が植えた大きな桜の木があります。家の中で家族と花見が出来る。贅沢をいえば猫と一緒に暮らしたい。そんな家が目標（これは夢かな）です。少し話がずれてきましたが、桜の写真をお見せしたくて無理やり付け加えてみました。

写真はと曽祖母の植えた桜の木です。桜をみると『日本に生まれてよかった』と思います。

父との事務所を閉じたことは少し寂しいですが、自分の選択に後悔はありません。背中を押してくれた家族と友人に感謝しています。

４５歳で始まった新しい道、目標をもって楽しく頑張っていこうと思います。



曽祖母の植えた桜の木(樹齢７０年)



補償業務管理士受験体験談

鵬技術コンサルタント株式会社

福　井　　美　紗

・受験の動機

　補償業務管理士の資格が用地調査業務における技術者要件となり必要不可欠であるとともに、自分自身のスキルアップを目指し、受験を決めました。

・受験への取り組み

　私は測量士補の資格を取得しているため、コースⅡで土地調査部門を受験しました。共通科目のみでしたが、テキストの多さ、範囲の広さに勉強意欲がなかなか湧きませんでした。共通科目研修後は時々テキストを読む程度で、気合を入れて勉強を始めたのは試験の３ヶ月前でした。平日は寝る前に１時間～２時間テキストを読み、１ヶ月前からは過去問を５年分ほど解くとともに解説の内容を理解し、間違えた箇所を重点的に何度も繰り返しました。

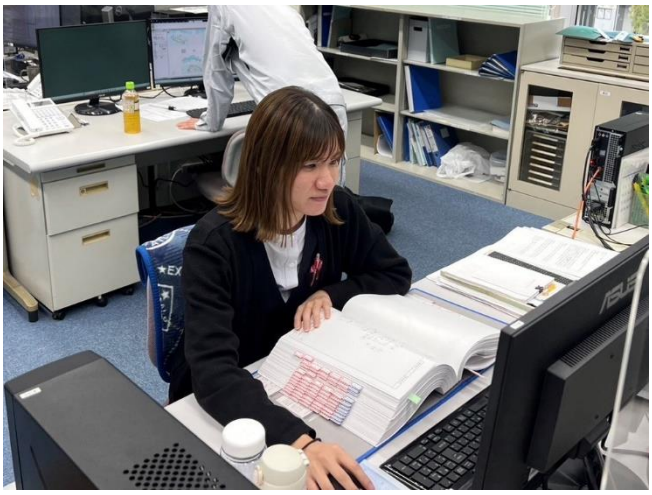
　口述試験前には、過去に受験された先輩方の体験談やインターネットの体験リポートを参考に対策を立て、声に出して練習を行いました。

・筆記試験について

　わかる問題から解き進めていきました。予想以上に難しく後回しにした問題に時間がかかってしまい、しっかり見直しできませんでしたがなんとか時間内にすべて解答できました。

・口述試験について

　試験直前まで経歴書などの内容を確認し、面接に向かいました。緊張で言葉に詰まることもありましたが、早口にならないよう心掛け、落ち着いて答えることができました。昼の部の一番手だったので、早めに緊張から解放されてよかったです。



・終わりに

　今回の受験を通して、先輩方にアドバイスをいただきながら自分に合った勉強方法を見つけることができました。頑張りすぎず、たまには息抜きもして、気持ちを切り替えることが大切だと思いました。



補償業務管理士受験体験談

株式会社 泉コンサルタント

田 村 博 昭

- 受験の動機

昨春、転職して今の会社にお世話になることになったのですが、転職先には補償関連部門の有資格者がいなかったため、補償関連業務の入札参加要件をクリアするために資格取得が必要となった次第です。

- 受験への取り組み

補償業務管理士は全く初めての受験であるため、「コースⅠ」での受験となりました。

共通科目については、研修で講師が「出題傾向高い」と示された部分を頭に叩き込みました。あとは共通科目・専門科目とも、ひたすら過去問ドリル（過去５年分）を繰り返しました。単に「答えを見つけて次へ」とするのではなく、設問すべてに対して、「正／誤判定」を行い、これを繰り返すといったやり方をしました。過去問と簡単な解説を公開している「補償業務管理士検定試験 wiki」というサイトにとても助けられました。

- 筆記試験について

択一問題にありがちなのが、問題は「妥当でないものを選べ」なのに、なぜか「妥当なもの」を選んでしまう凡ミス。それを避けるため問題文中の当該個所（「妥当でないものを選べ」又は「妥当なものを選べ」）に〇をつけて答案していき、見直しの際に、改めて問題文の要求どおり回答できているかを確認しました。実は、それでも１問その凡ミスを犯していました。試験中って、思っている以上にテンパってるようなので、この凡ミス対策を講じて臨んだ方が良いと思います。

- 口述試験について

口述試験受験にあたっては、特に準備せず臨みました。経歴に記載した業務や事業認定関係、土地収用法関係の質問にはサクッと答えられましたが、それ以外の質問に対してはグダグダでした。口述試験に関しては、全く合格の手ごたえを感じませんでしたが、合格してました。合格率９割、恐るべし。ネット等で、「試験官にキツイことを言われる」なんて書き込みもありましたが、私を担当した試験官は、お二人とも優しかったですよ。

- 終わりに

研修で「出題傾向高い」と示された箇所が、数多く出題されており助かりました。講師の皆さん、Good Job です。それ以外は、過去問一辺倒の筆記試験対策でしたが、「見たことがある問題」が半数程度あり、サクサク回答できました。過去問、侮るなかれです。

コースⅠは、時間も金もかかるロングランでしたが、費用面も含め会社が手厚く支援してくれました。おかげで「ここまでしてもらっては、落ちるわけにはいかん」といった変なモチベーションを保ち続けることができました。大変感謝しています。



補償業務管理士受験体験談

株式会社荒谷建設コンサルタント

山 田　加 奈 子

- 受験の動機

　受験した動機は、補償業務に携わるうえでより専門的な知識の習得と技術の向上を目指すためです。会社からの勧めもあり、受験を決めました。

　私は二級建築士の資格を取得しているので、コースⅡで事業損失部門と物件部門を受験しました。

- 筆記試験について

　筆記試験の勉強方法について、先輩から「テキストの読み込みより先に問題集を解いたほうが効率的に勉強できる」とアドバイスをいただいていました。そのため、まずは過去数年間の問題をまとめたエクセルデータや市販の問題集を使って問題を解き、分からないところを共通科目研修で使用したテキストで確認を行いました。試験直前はテキストを全て読み返し、覚え間違いがないか確認を行いました。

　筆記試験は分かる問題から解き進め、残った時間で分からない問題の検討と見直しをしました。見直しは複数回行い、問題の解釈違いがないか、マークミスがないか、確認しました。

- 口述試験について

　口述試験の勉強は、インターネットに掲載されている体験リポートを参考に、質問に対する回答案の作成と業務経歴の確認を行いました。自分が面接官ならどういう質問をするか、どういう回答であれば合格点を出すかを考えて挑みました。

　口述試験では、想定外の質問などがあり少し焦りましたが、落ち着いて答えることを意識しました。２部門受験だったので４０分間の持ち時間があり、長時間の試験に不安を感じていましたが、始まってみると一瞬で終わりました。



- おわりに

　共通科目研修受講時に実務で経験したことがない、初見の内容が出てきたため、不安を感じていましたが、無事合格することができました。今回勉強した内容や取得した資格を活かし、実務に役立てればと思います。

❖❖❖

❖❖❖❖（会員の動向）❖❖❖❖

支　部　だ　よ　り

◇　役員会の開催状況

第１回　令和４年４月１１日(月)
議　題　（１）令和３年度決算及び監査報告並びに事業計画の承認について
　　（２）令和４年度　第４５回通常総会実施（案）について
　　（３）本部会議等報告について
　　（４）その他

第２回　令和４年５月１７日(火)
議　題　（１）第４５回通常総会の運営等について
　　（２）その他

第３回　令和４年７月２１日(木)
議　題　（１）令和４年度事業計画の実施について
　　（２）本部委員会等報告について
　　（３）その他

臨時三役会　令和４年９月２２日(木)
議　題　（１）令和４年度西日本ブロック会議の実施について
　　（２）その他

第４回　令和５年１月２６日(木)
議　題　（１）令和４年度事業実施状況の確認について
　　（２）本部会議等報告について
　　（３）その他

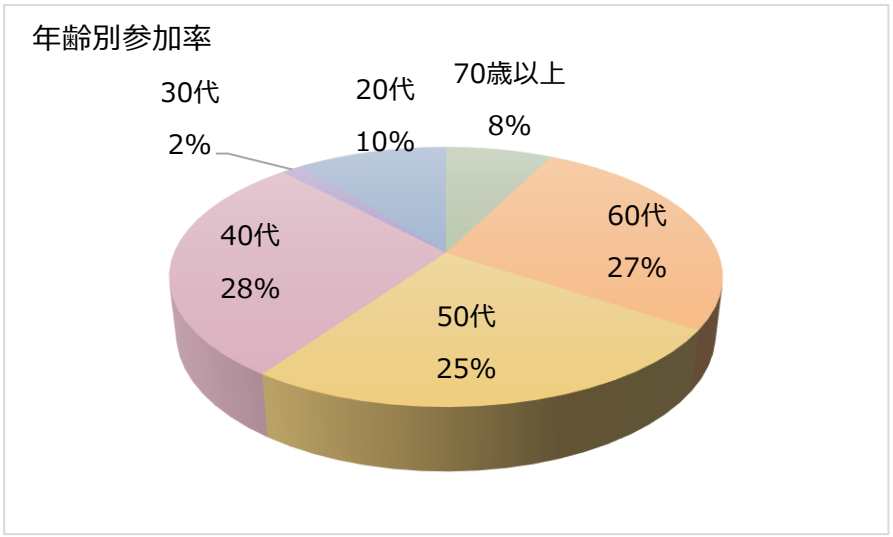
第５回　令和５年３月１３日(月)
議　題　（１）令和４年度（仮）決算報告（案）および事業報告（案）について
　　（２）令和５年度予算(案)および事業計画(案)について
　　（３）本部会議等報告について
　　（４）行事確認・その他について

研修受講者のアンケート結果について

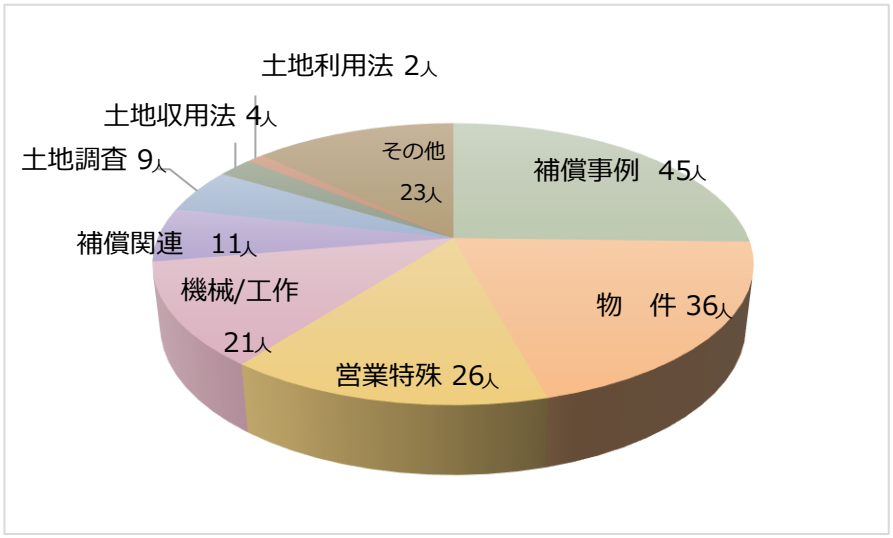
令和５年１月１９日(木)広島県総合体育館（グリーンアリーナ大会議室）において、中国支部実務研修（「事業損失補償」「土地評価の概要」）を実施した際に、受講者アンケートを行いました。

以下、その時の概要について報告します。

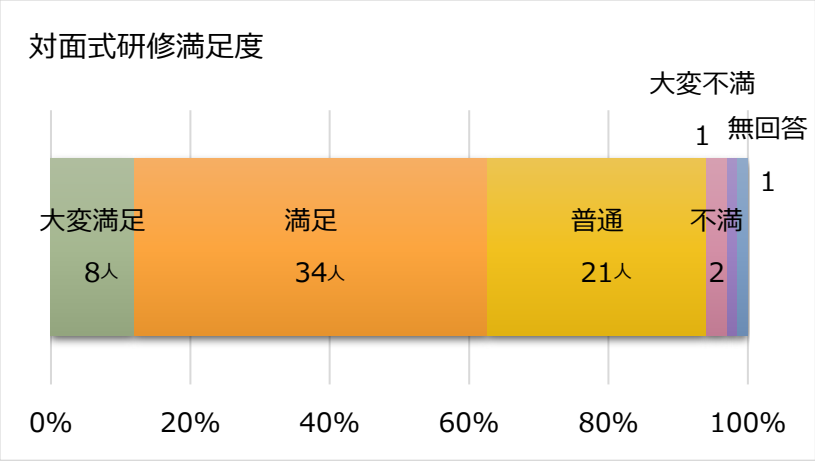
① 回答者：会員（５４名)、非会員（１３名）

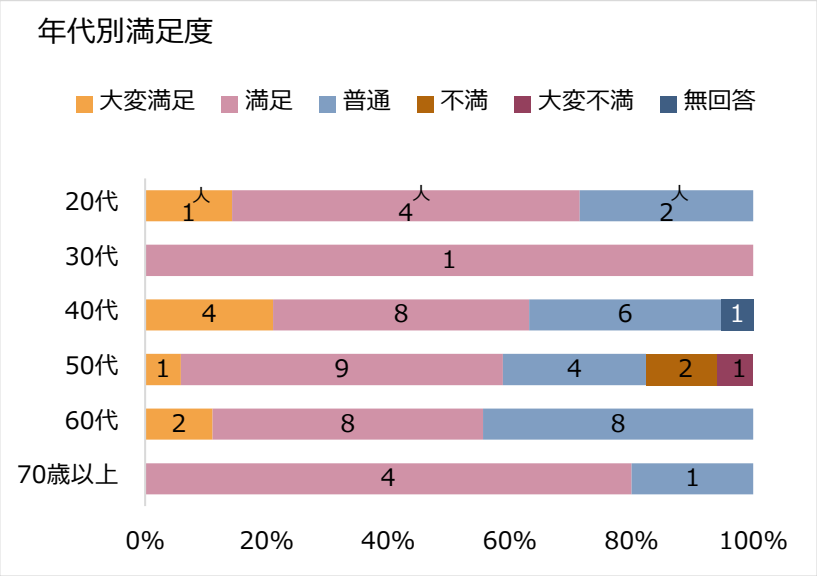


② 今後受講したい研修科目 (複数回答可)



③ 対面式研修の満足度

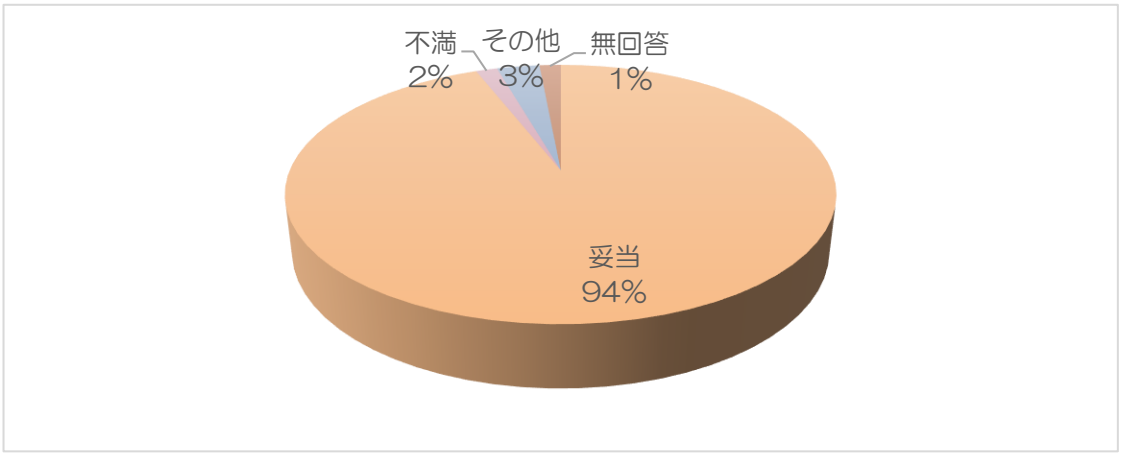




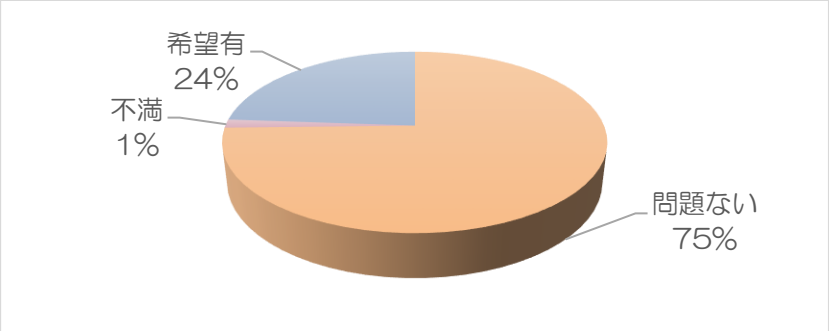
【対面研修への不満意見】5%

- 効率、移動時間、交通費等経費が掛かる。
- 聞いてない人は、対面でも WEB でも同じと思う。WEB が悪いとは思わない。
- 往復の交通費と時間的制約を受ける。
- WEB についてもっと積極的に取り組むべきだと思います。

④ 受講料について



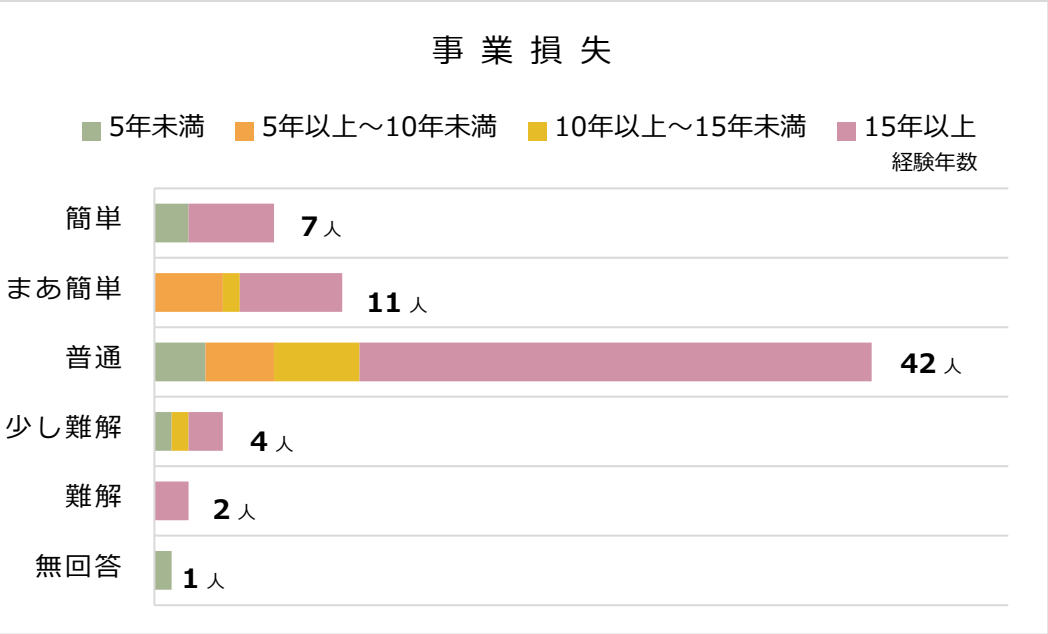
⑤ 研修時期について

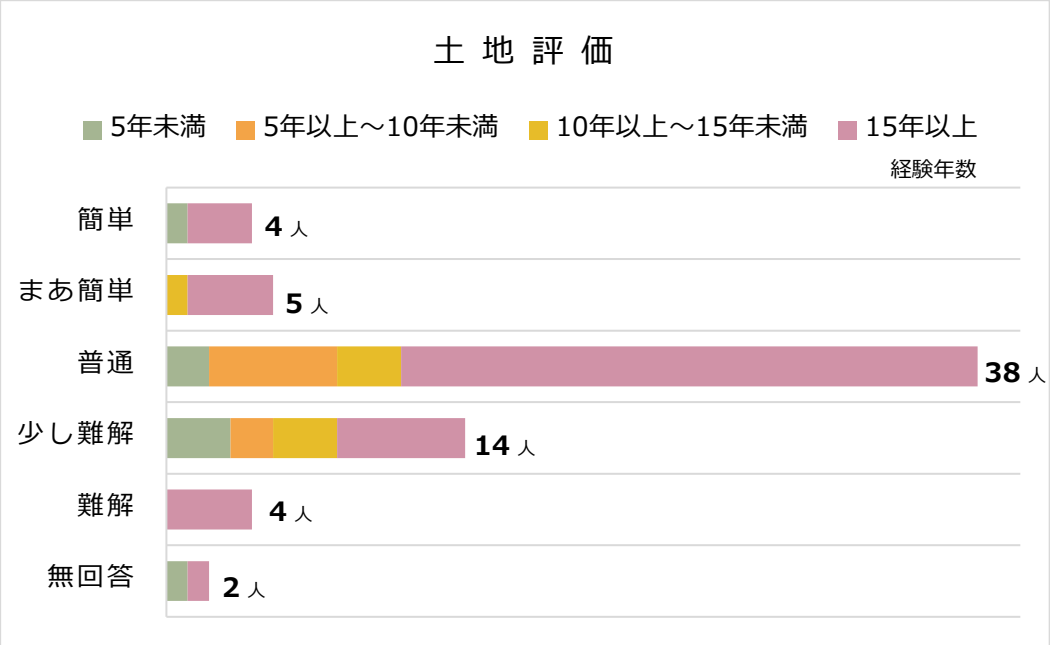


【希望意見】

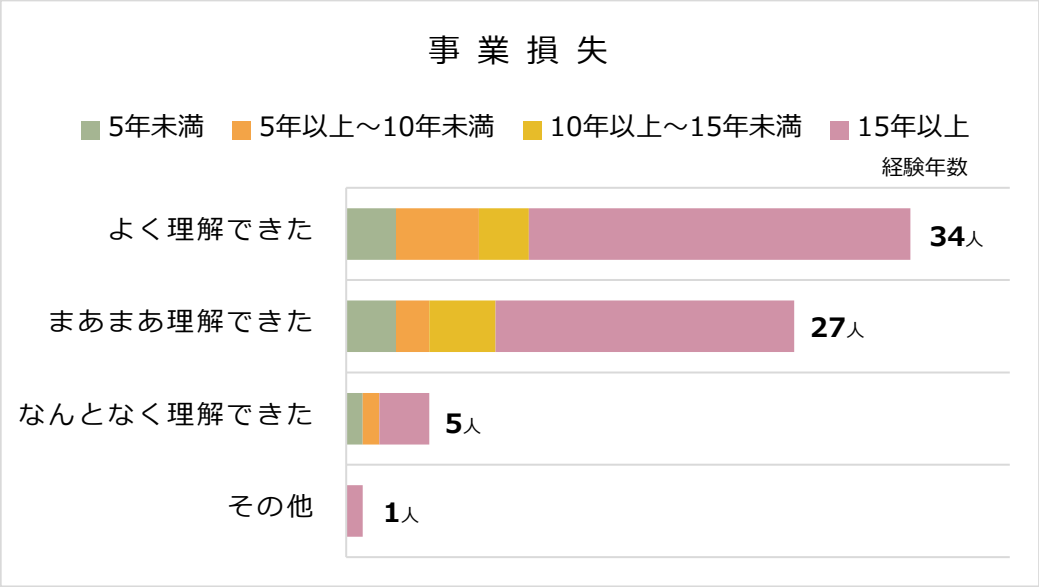
・年度始まり～(多数意見)
・年度末は避けて欲しい。
・秋ごろ

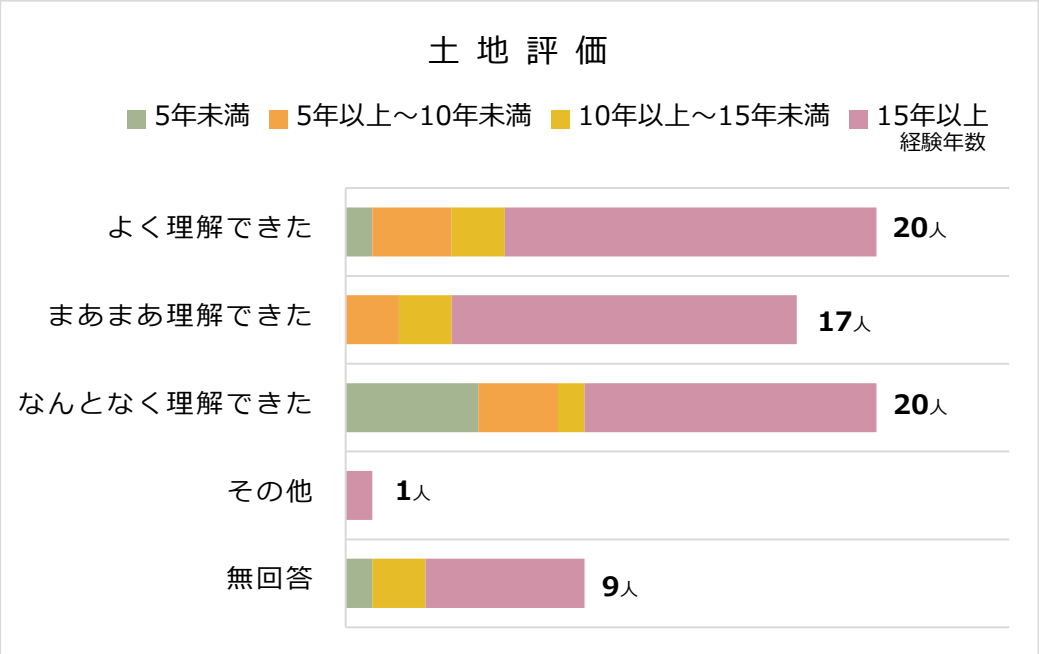
⑥ 難易度について





⑦ 理解度について


事 業 損 失
5年未満
5年以上～10年未満
10年以上～15年未満
15年以上
経験年数
よく理解できた
34人
まあまあ理解できた
27人
なんとなく理解できた
5人
その他
1人


土 地 評 価
5年未満
5年以上～10年未満
10年以上～15年未満
15年以上
経験年数
よく理解できた
20人
まあまあ理解できた
17人
なんとなく理解できた
20人
その他
1人
無回答
9人

❖❖❖❖（支部だより）❖❖❖❖

❖❖（支部だより）❖❖❖❖

◆まとめー１

・受講したい研修科目については、理論的な解説よりも実際の補償事例など具体的なものを学習したい。

◆まとめー２

・Ｗｅｂ研修と対面式による研修についてはそれぞれー長ー短があるので併存すべき。
・受講者の職場内でＷｅｂ研修に集中できる環境が整っているかどうかは、研修の効果として大きな課題であるが、受講者側で対応すべきもの。

◆まとめー３

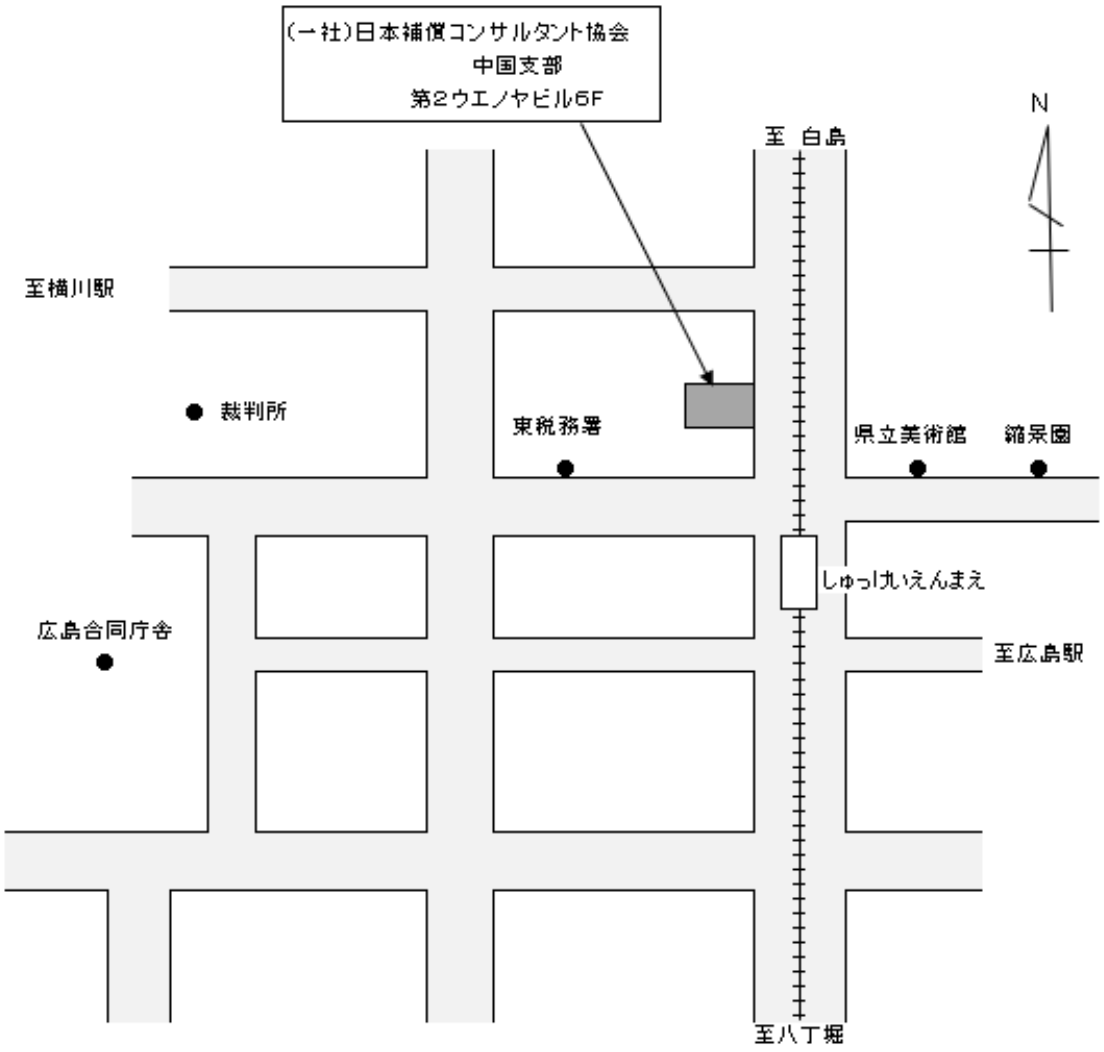
・理論的な解説より実際の補償事例など具体的なものに対する要望に応えるためには、基礎的な知識の習得というよりは実務への即応性を問うものであり、実務担当者などに限定して、受講者を事前に絞り込むなど前さばきが必要となる。

・事例紹介形式の研修でネックになる要因の一つに個人情報の問題がある。資料・テキストで個人を特定できる部分を消したり、ボカしたりすることにより、段々にリアリティーが失われてくることもある。個人情報を含む場合は、資料を配布しない、または配布した資料を回収するなどの方法が考えられるが、事前の合意と個人を特定できないような工夫が必要となる。

◇支部報への原稿募集

・募集要領

原　　稿・・・ワード、JPG 等の電子データ
〆　　切・・・随時
テ　ー　マ・・・自由
（補償事例紹介、論評、コラム、趣味、写真、地元紹介等）
ＣＰＤポイント・・・補償コンサルタント業務に関する原稿は、Ａ４／１頁につき１Ｐを付与。
その他は１件につき１Ｐ付与。
原　稿　料・・・掲載された方には薄謝進呈
送　付　先・・・〒730-0012
広島市中区上八丁堀３番６号　第２ウエノヤビル６階
（一社）日本補償コンサルタント協会中国支部
企画・広報委員会あて
中国支部メールアドレス chugoku@jcca-net.or.jp



中国支部報／第４２号　　発行／２０２３年６月

一般社団法人　**日本補償コンサルタント協会中国支部**

〒730-0012　広島市中区上八丁堀３番６号　第２ウエノヤビル６F
TEL(082)224-5970　　FAX(082)224-5971
ホームページアドレス　https://chugoku.jcca-net.or.jp
中国支部メールアドレス chugoku@jcca-net.or.jp